

事 務 連 絡

平成24年11月15日

都道府県労働局
労働基準部労災補償課長 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部
労災管理課長補佐（総務担当）

「労災保険 FAQ」の配付について

労災保険相談ダイヤルについては、平成23年6月1日付け基労発0601第1号「労災保険相談ダイヤルの設置について」により実施しているところであるが、今般、この相談ダイヤルに寄せられる相談例を取りまとめた「労災保険 FAQ」を別添のとおり作成したので、労災保険相談員等の相談対応業務の参考とされたい。

労災保険FAQ

平成24年11月

厚生労働省
労働基準局労災補償部

目 次

1	業務上外	P. 1
2	通勤災害	P. 8
3	請求手続	P. 15
4	保険給付	P. 34
5	業務上疾病	P. 44
	（1）精神障害	P. 44
	（2）脳・心臓疾患	P. 50
	（3）石綿関連疾患	P. 56
	（4）その他の疾病	P. 66
6	特別加入	P. 75
7	年金関係	P. 79
	（1）遺族（補償）給付	P. 79
	（2）傷病（補償）年金	P. 88
	（3）障害（補償）給付	P. 90
	（4）その他	P. 93
8	社会復帰促進等事業	P. 113
9	その他	P. 125

目 次

1. 業務上外

Q 1	一般	どのような場合に労災と認められるか	P. 1
Q 2	負傷	現場への移動中の事故	P. 1
Q 3	負傷	勤務中に私物のカバンを移動させる際の転倒	P. 1
Q 4	出張関係	出張中の負傷	P. 2
Q 5	出張関係	出張先から帰宅途中の負傷	P. 2
Q 6	出張関係	宿泊先での食事時の負傷	P. 2
Q 7	職場間の移動	2 か所の工事現場を移動中の事故	P. 3
Q 8	その他行事	会社主催の運動会での負傷	P. 4
Q 9	その他行事	会社の忘年会に出席した際に転んでけがをした	P. 4
Q 10	第三者行為災害	仕事中に上司に殴打された	P. 5
Q 11	第三者行為災害	訪問先で飼い犬に噛まれた	P. 5
Q 12	治ゆ（症状固定）	医師に症状固定と言われたが、痛みが残っている	P. 5
Q 13	治ゆ（症状固定）	医師から治ゆと言われていたが、再び痛みがひどくなった	P. 6
Q 14	治ゆ（症状固定）	治ゆ後、デスクワークが可能になると労災は打ち切りとなるのか	P. 6
Q 15	再発	治ゆした後、症状が再度悪化した場合	P. 7
Q 16	再発	埋め込んだ金属を抜く	P. 7

2. 通勤災害

Q 17	住居	出勤時にアパートの階段での転倒	P. 8
Q 18	住居	帰宅時に自宅敷地内に入り転倒	P. 8
Q 19	就業の場所	出勤時に自社ビルの外階段での負傷	P. 8
Q 20	就業の場所	通勤時の会社敷地内の事故	P. 9
Q 21	合理的経路等	単身赴任者の帰省途中の事故	P. 9
Q 22	合理的経路等	通勤定期と異なる経路での事故	P. 9
Q 23	合理的経路等	合理的な経路・方法に該当しない場合とは	P. 10
Q 24	合理的経路等	会社食堂での食事後帰宅中の事故	P. 10
Q 25	合理的経路等	通常と異なる交通手段での事故	P. 10
Q 26	逸脱・中断	通勤経路から外れ食料品購入後、通勤経路に戻った事故	P. 11
Q 27	逸脱・中断	勤務後、免許取得（会社負担）のために通う教習所からの帰宅中の事故	P. 12
Q 28	逸脱・中断	退職者のプレゼント購入後の帰宅中の事故	P. 12
Q 29	逸脱・中断	宴会帰りの事故	P. 13
Q 30	通勤起因性	通勤時に野犬に噛まれた	P. 13
Q 31	通勤起因性	集中豪雨による冠水時に通勤車が流され死亡した場合	P. 13
Q 32	その他（二重就労）	二重就労禁止の会社の労働者が、別会社に出勤する際に事故に遭った場合	P. 14

3. 請求手続

Q 33	業務災害	業務中にけがをした場合の労災請求手続	P. 15
Q 34	通勤災害	通勤途上の交通事故で死亡した場合の労災請求手続	P. 16
Q 35	過労自殺	過労により自殺した場合の労災請求手続	P. 17
Q 36	内縁関係	遺族補償給付は内縁の妻にも支給されるか	P. 18
Q 37	未支給の保険給付	休業補償給付の受給者が死亡した場合の残余分の請求	P. 19
Q 38	はり・きゅう・マッサージ	病院へ行かず鍼灸院に受診したい	P. 20
Q 39	第三者行為災害	1つ目の病院は自賠責で、2つ目の病院は労災での扱いが可能か	P. 21
Q 40	第三者行為災害	過失割合が8:2とされた際の、軽い打撲程度の労災請求は可能か	P. 22
Q 41	第三者行為災害	労災と自賠責のどちらに請求すべきか	P. 22
Q 42	第三者行為災害	加害者が逃げ、特定が困難な場合の取扱い	P. 23
Q 43	じん肺	管理区分が決定されていない場合の手続	P. 24
Q 44	住所変更等	年金受給者の住所・口座の変更手続	P. 25
Q 45	請求切替え	健保で治療しているものを労災に切り替える場合の手続	P. 26
Q 46	請求切替え	添付すべき領収書を紛失した場合の手続	P. 26
Q 47	事業主証明	事業主が証明を拒否した場合の手続	P. 27
Q 48	事業主証明	派遣労働者が被災した際の事業主証明の方法	P. 27
Q 49	請求書の記載方法	発病日が明確でない場合	P. 27
Q 50	請求書の記載方法	請求後の処理はどうなるのか	P. 28
Q 51	請求書の記載方法	療養のため労働できなかった期間の記載方法	P. 28
Q 52	請求書の記載方法	療養のため労働できなかった期間の日数の記載方法	P. 29
Q 53	特別加入者	特別加入者の労災請求方法	P. 30
Q 54	審査請求	不服申し立ての手続	P. 31
Q 55	審査請求	手が不自由な方の場合の審査請求の方法	P. 31
Q 56	再審査請求	再審査請求の手続	P. 32
Q 57	再審査請求	手が不自由な方の場合、口頭での再審査請求は可能か	P. 32
Q 58	自賠責先行	自賠責先行後の年金支給の控除（前払一時金含む）	P. 33

4. 保険給付

Q 59	療養	療養（補償）給付はいつまでもらえるか	P. 34
Q 60	移送費	地元病院に転医のための救急車の搬送料は支給されるか	P. 34
Q 61	通院費	通院のための費用はもらえるか	P. 35
Q 62	通院費	2キロ未満でも通院費は支給されるか	P. 35
Q 63	通院費	非指定医療機関への通院費は支給されるか	P. 36
Q 64	検査費用	傷病にり患する前の検査費用は労災扱いになるか	P. 36
Q 65	検査費用	医療従事者が誤って誰かの注射針を刺した場合の抗体検査費用	P. 36
Q 66	休業	休業補償給付はいつまでもらえるか	P. 37
Q 67	休業	週2日のパートの休業補償給付は週2日分しかもらえないのか	P. 37
Q 68	休業	業務終了後に構内でけがをした場合の休業初日はいつか	P. 38
Q 69	休業	休業補償給付の額はどの程度か	P. 38
Q 70	休業	休業補償給付は請求後どのくらいの期間で入金されるか	P. 39
Q 71	休業	新規請求の場合、給付までになぜ1ヵ月もかかるのか	P. 39
Q 72	一部労働不能	通院のため1日2時間休業しているが休業補償給付は出るか	P. 40
Q 73	所得税	休業補償給付や年金給付に所得税はかかるのか	P. 40
Q 74	治療材料	コルセット、紙おむつの費用は支給されるか	P. 41
Q 75	歯科診療	差し歯の補綴を行う場合、費用は支給されるか	P. 41
Q 76	歯科診療	材料費が8万円を超える場合はどうなるのか	P. 42
Q 77	歯科診療	差し歯の補綴を行った場合の費用の請求方法	P. 42
Q 78	証明書料	療養の費用請求書裏面の診断書料は支給されるか	P. 42
Q 79	セカンドオピニオン	セカンドオピニオンの費用は支給されるか	P. 43
Q 80	医療保険との調整	労災と民間で加入していた保険の両方からもらえるか	P. 43

5. 業務上疾病

(1) 精神障害

Q 81	一般	長時間労働による「うつ病」は労災になるか	P. 44
Q 82	一般	精神障害の認定に当たってどのような調査が行われるのか	P. 45
Q 83	パワハラ	上司から罵倒されるなどして発病した場合	P. 45
Q 84	業務量の増加、上司の交替	担当業務が増加し、上司が交替したことにより発病した場合	P. 46
Q 85	配置転換	経験のない業務を任されたことにより発病した場合	P. 46
Q 86	認定基準	認定基準が策定されたと聞いたが以前の判断指針とどう変わったのか	P. 47
Q 87	認定基準	業務による心理的負荷が「強」と判断されれば業務上となるか	P. 48
Q 88	自殺	課長昇進後の自殺は労災に認定されるか	P. 49

(2) 脳・心臓疾患

Q 89	一般	長時間労働による「心筋梗塞」は労災になるか	P. 50
Q 90	一般	労災認定の要件	P. 51
Q 91	長期間の過重業務	発症前半年間に恒常的な長時間労働をしていた場合	P. 52
Q 92	短期間の過重	発症前3週間に毎日夜12時過ぎまで仕事をしていた場合	P. 53
Q 93	異常な出来事	発症直前に人身事故を起こしていた場合	P. 54
Q 94	出張中	出張による業務の加重性の評価	P. 55

(3) 石綿関連疾患

Q 95	石綿肺	元建築会社のはつり作業従事者の石綿肺	P. 56
Q 96	肺がん	元建築会社のはつり作業従事者の肺がん	P. 57
Q 97	中皮腫	鉄筋・鉄骨解体作業従事者の中皮腫	P. 58
Q 98	中皮腫	石綿作業に従事していたが、すでに退職している場合	P. 59
Q 99	良性石綿胸水	建築現場作業員の良性石綿胸水	P. 60
Q 100	びまん性胸膜肥厚	石綿作業従事者のびまん性胸膜肥厚	P. 61
Q 101	肺がんと食道がん	肺がん治療者の食道がん	P. 62
Q 102	特別遺族給付金	石綿作業に従事していたが、5年以上前に死亡している場合	P. 62
Q 103	特別遺族給付金	特別遺族給付金の給付内容	P. 63
Q 104	健康管理手帳	石綿作業従事者が無料で健康診断を受けるための手続	P. 65

(4) その他の疾病

Q 105	上肢障害	アイスクリーム販売員の腱鞘炎	P. 66
Q 106	腰痛（一般）	業務が原因で「腰痛症」になったが労災になるか	P. 68
Q 107	腰痛（災害性）	介護の仕事中に人を担いだ際に腰を痛めたが労災になるか	P. 69
Q 108	腰痛（非災害性）	介護従事者が5年勤務して腰痛になった場合	P. 70
Q 109	腰痛その他	仕事中に机から落ちた書類を取ろうとしてぎっくり腰になった場合	P. 71
Q 110	疥癬	介護施設入所者から感染した疥癬	P. 72
Q 111	A型肝炎	エチオピア出張により罹患したA型肝炎	P. 73
Q 112	難聴	金属加工作業者の難聴	P. 73
Q 113	熱中症	倉庫内作業中の意識障害	P. 74
Q 114	熱中症	節電対策により発症した熱中症	P. 74

6. 特別加入

Q 115	一般	事業主は労災保険に加入できるか	P. 75
Q 116	一人親方	大工の棟梁の特別加入手続と給付要件	P. 76
Q 117	一人親方	特別加入団体を紹介してほしい	P. 76
Q 118	一人親方	建設現場で働く一人親方の労災適用	P. 77
Q 119	中小事業主	中小事業主の特別加入手続	P. 77
Q 120	中小事業主	事務組合を紹介してほしい	P. 78

7. 年金関係

(1) 遺族（補償）給付

Q 121	年金の請求	遺族補償年金の請求時の添付書類は何が必要か	P. 79
Q 122	前払一時金	既に遺族補償年金受給者の前払一時金の請求手続	P. 79
Q 123	前払一時金	60歳未満で年金が支給停止されている場合に前払一時金の請求は可能か	P. 80
Q 124	一時金	年金を受け取ることができる遺族がない場合	P. 80
Q 125	受給資格者・受給権者	支給対象となる遺族の範囲	P. 81
Q 126	受給資格：認知	死亡労働者と別の女性との間に子があり認知された場合の取扱い	P. 82
Q 127	受給資格：養子	夫の死亡後に妹の子を養子にした場合の取扱い	P. 82
Q 128	生計維持関係	生計維持関係はどのように判断するのか	P. 82
Q 129	年金額	どの程度の額が支給されるのか	P. 83
Q 130	年金額	年金額は変更されるのか（なぜ変更になるのか）	P. 83
Q 131	受給者の就労	就労し収入を得ていても年金は支給されるか	P. 84
Q 132	年金給付基礎日額	年金給付基礎日額とは何か	P. 84
Q 133	転給	受給権者である母が亡くなった場合の手続	P. 85
Q 134	転給	受給者の妻が行方不明になり年金を受け取れない場合	P. 85
Q 135	失権	年金の受給権はどのような時に消滅するのか	P. 86
Q 136	支給停止	受給者が行方不明になった場合の年金額	P. 86
Q 137	特別支給金等	年金の他に支給されるものがあるか	P. 87
Q 138	特別年金等	ボーナスを基礎とした算定基礎年額とは何か	P. 87

(2) 傷病（補償）年金

Q 139	年金の請求	傷病補償年金の支給要件	P. 88
Q 140	受給権者の死亡	受給権者が死亡した場合の取扱い	P. 88
Q 141	受給者の解雇	傷病年金の受給者が会社から解雇された場合	P. 89
Q 142	特別支給金等	傷病年金の他に何かもらえるものがあるのか	P. 89

(3) 障害（補償）給付

Q 143	受給権者の死亡	受給権者が私病で死亡した場合、年金を引き継ぐことはできるか	P. 90
Q 144	再発	年金受給中に傷病が再発し療養が必要になった場合	P. 90
Q 145	新たな傷病	受給者が別の会社で就労中に業務災害に遭った場合	P. 91
Q 146	新たな障害	既に一時金を支給されたが、同一部位に障害が加わった場合	P. 91
Q 147	受給権者の就職	受給者が就労した場合、年金額は減額されるか	P. 91
Q 148	障害等級	労災の障害等級と身体障害者手帳の等級の違いは何か	P. 92

(4) その他

Q 149	支給開始時期	年金は支給事由が生じた日から支給されるか	P. 93
Q 150	支給事由	年金の支給事由とは何か	P. 93
Q 151	支払期日	年金の支払期日はいつか	P. 94
Q 152	年金支給	年金支給日に必ず入金されるのか	P. 94
Q 153	送金通知書	年金を現金払いで支給されている者が、送金通知書を紛失した場合	P. 95
Q 154	年金証書	年金証書を紛失した場合	P. 95
Q 155	年金証書	年金証書が必要な場合とはどのようなときか	P. 96
Q 156	受給者の海外移住	年金受給者が海外へ移住する場合の手続	P. 96
Q 157	定期報告書	定期報告書の提出方法	P. 97
Q 158	定期報告書	定期報告書裏面の「定期報告入力帳票」はどうすればよいか	P. 97
Q 159	定期報告書	定期報告書を提出しないとどうなるか	P. 97
Q 160	定期報告書	定期報告書の用紙が届かない場合	P. 98
Q 161	定期報告書	定期報告書の添付書類は何が必要か	P. 98
Q 162	定期報告書	定期報告書の用紙を紛失した場合	P. 98
Q 163	定期報告書	定期報告書に添付する厚生年金の年額を証明する書類とは	P. 98
Q 164	定期報告書	定期報告書に添付する厚年の書類を紛失した場合	P. 99
Q 165	定期報告書	定期報告書にある「厚生年金保険等受給関係」欄の記入方法	P. 99
Q 166	定期報告書	住民票コード入りの住民票を提出すると今後住民票の添付は不要か	P. 99
Q 167	定期報告書	私の住民票コードを教えてください	P. 99
Q 168	定期報告書	住民票の写しの添付が省略にならないケース	P. 100
Q 169	定期報告書	住民票コード入りの住民票の写しの入手方法	P. 100
Q 170	定期報告書	すでに住民票を取ったが、コード入りのものを取り直すべきか	P. 100
Q 171	定期報告書	コード入りの住民票の代わりに住民票コード通知書等を提出できるか	P. 101
Q 172	定期報告書	住民票コードを手書きして提出してもよいか	P. 101
Q 173	定期報告書	遺族（補償）年金の受給権者は住民票の写しの添付を省略できないのか	P. 101
Q 174	定期報告書	なぜ住民票コード入りの住民票が必要なのか	P. 102
Q 175	定期報告書	厚生労働省が住基ネットから個人情報取得できる根拠は何か	P. 102
Q 176	定期報告書	個人情報が目的外使用されることはないのか	P. 102
Q 177	定期報告書	定期報告書は省略できないのか	P. 102
Q 178	支払差止め	年金の支払差止めとは何か	P. 103
Q 179	内払調整	障害年金受給者の厚生年金の届け出が遅れた場合	P. 104
Q 180	未支給請求	傷病年金受給者が死亡した場合の時の手続	P. 104
Q 181	過誤払金の充当	傷病年金受給者がその傷病で死亡し、手続きが遅れた場合の取扱い	P. 105
Q 182	差押え	労災年金は差押えの対象になるか	P. 105
Q 183	就学等援護費	年金を受給しているが、子供の学資援助はあるか	P. 106
Q 184	厚年等との調整	労災年金と同一事由で厚生年金をもらっている場合	P. 107
Q 185	厚年等との調整	夫の死亡により年金を受給しているが、息子も労災で死亡した場合の取扱い	P. 108
Q 186	厚年等との調整	労災の障害年金と厚生老齢年金は併給調整されるか	P. 109
Q 187	厚年等との調整	障害年金受給者に障害厚生年金の裁定通知があった場合の手続	P. 109
Q 188	生命保険との調整	生命保険金が出た場合、遺族年金は減額されるか	P. 110
Q 189	労災年金担保貸付	労災年金担保貸付とは何か	P. 111
Q 190	労災年金担保貸付	融資申込みの際に労災年金額の証明書類は必要か	P. 112
Q 191	労災年金担保貸付	労災年金担保貸付が未返済だが追加融資は可能か	P. 112

8. 社会復帰促進等事業

Q 192	就学等援護費	就労保育援護費を受けている子どもが小学生になる場合の手続	P. 113
Q 193	アフターケア	アフターケアとは何か	P. 114
Q 194	労災ケアサポート事業	労災ケアサポート事業とは何か	P. 115
Q 195	労災ケアサポート事業	労災ホームヘルプサービスとは何か	P. 116
Q 196	労災ケアサポート事業	労災ホームヘルプサービスの自己負担額	P. 117
Q 197	労災ケアサポート事業	労災ホームヘルプサービスはすぐに利用できるか	P. 118
Q 198	労災ケアサポート事業	労災ケアサポート事業は労働保険料の無駄遣いではないか	P. 118
Q 199	労災ケアサポート事業	労災ホームヘルプの自己負担額をもっと安くしてほしい	P. 118
Q 200	労災特別介護援護事業	労災特別介護援護施設とはどのような施設か	P. 119
Q 201	労災特別介護援護事業	労災特別会後施設の入居要件と費用	P. 120
Q 202	労災特別介護援護事業	労災特別介護援護施設にはすぐに入居できるか	P. 122
Q 203	労災特別介護援護事業	在宅の重度被災労働者介護サービスとは何か	P. 123
Q 204	労災特別介護援護事業	労災特別介護援護事業は労働保険料の無駄遣いではないか	P. 124
Q 205	労災特別介護援護事業	ケアプラザを増設してほしい	P. 124

9. その他

Q 206	時効（遺族）	遺族補償給付、葬祭料の時効は何年か	P. 125
Q 207	時効（療養）	療養補償給付の時効は何年か	P. 125
Q 208	時効（休業）	休業補償給付の時効は何年か	P. 125
Q 209	待期期間	待期期間の事業主への休業補償の請求はどのようにすればよいか	P. 126
Q 210	待期期間	負傷した日が退職日の場合、待期期間は補償しなければならないか	P. 126
Q 211	待期期間	有期事業における待期期間の補償義務者は元請けか所属会社か	P. 126
Q 212	労働者性	アルバイトで仕事にけがをしたが休業補償されるか	P. 127
Q 213	労働者性	会社役員は労災適用になるか	P. 127
Q 214	労働者性	退職後でも休業補償給付の継続請求は可能か	P. 127
Q 215	労働者性	既に退職しているが新規の休業補償請求は可能か	P. 128
Q 216	労災保険の適用	米軍基地内で業務を行う日本国籍企業の従業者は労災適用になるか	P. 128
Q 217	労災保険の適用	海外出張・派遣、海外法人出向者は労災適用になるか	P. 129
Q 218	労災保険の適用	事業主負担で出張扱いの海外留学は労災適用になるか	P. 130
Q 219	加害行為	建設現場で一般通行人にけがをさせた場合に労災が適用されるか	P. 131
Q 220	支給制限	ヘルメットの着用方法が悪かった場合の負傷に対する給付は減額されるか	P. 132
Q 221	費用徴収	労災未加入中の災害補償について事業主へのペナルティはあるか	P. 133

1 業務上外

業務上外

一般

Q01

どのような場合に労災と認められるでしょうか。

(答)

怪我や病気が仕事や通勤により生じたと認められる場合には、労災保険給付の対象となります。

仕事中に怪我した場合には、例えば業務から離れて私的な行為を行っていたことなどが原因でなければ、一般的には労災保険給付の対象となると思われます。

業務上外

負傷①

Q02

仕事柄、よく現場を移動することがあります。

この移動中の事故は労災と認められるのでしょうか。

(答)

会社の車で仕事現場の移動中に事故に遭い、負傷した場合には、業務から離れて私的な行為を行っていたことなどが原因でなければ、通常、業務災害として労災保険給付の対象となります。

仮に、移動手段が個人の車等であったとしても、事業主の指示によって現場を移動するのであれば、労災保険給付の対象となります。

業務上外

負傷②

Q03

勤務時間中に、仕事の邪魔になると考え、私物のカバンを移動させようとした際に、まずき転倒し、負傷したのですが、労災となりますか。

(答)

私的な行為にはならないと思いますので、一般的には業務災害として労災保険給付の対象となると思われます。

業務上外

出張関係①

Q04

出張中にけが等した場合には労災と認められるでしょうか。

(答)

一般的に出張中は仕事と同様に取り扱われます。

ただし、多量の飲酒などの私的な行為をしていたときには、労災保険給付の対象とはなりません。

業務上外

出張関係②

Q05

出張先から直接帰宅途中に、事故に遭いけがをしたのですが、労災になるでしょうか。

(答)

出張用務を済ませて自宅へ直接帰る場合は、業務災害として労災保険給付の対象となります。

なお、自宅から出張先へ直行する場合も同様です。

業務上外

出張関係③

Q06

先日、県外に一泊二日に出張してきましたのですが、出張先で夜、食事をしている最中に、被災し、けがを負いました。労災になるでしょうか。

(答)

食事をする行為は出張に通常伴う行為であり業務災害と認められ、労災保険給付の対象となります。

ただし、多量の飲酒などの私的な行為をしていたときには、労災とは認められません。

Q07

建設現場で2か所工事現場があり、それぞれ有期事業として労災保険に加入していて、1か所目から2か所目への移動中に事故に遭った場合、労災と認められますか？

また、その場合、どこの労災保険を適用することになるのですか。

(1)

下請会社 A で雇われている労働者が、1日に2か所の現場で就労することになっており、現場①で就労後、続けて現場②で就労するための現場間移動中に事故に遭った場合

※下請会社 A は現場①②でそれぞれ請負契約を結んでいる。

(2)

下請会社 A と下請け会社 B の現場に二重就労している労働者が、下請会社 A の現場で就労後、続けて下請け会社 B の現場で就労するための移動中に事故に遭った場合。

(答)

(1)

現場①から現場②への移動は、事業主の支配下にあるので、その間の事項については、業務中の災害として労災保険給付の対象となります。

また、どの保険関係が適用されるかについては、被災状況等により、現場①、②あるいは下請けの保険関係を適用するか個別に判断することになります。

(2)

現場①から現場②への移動は、業務の性質を有するものを除き、現場②への通勤とみなされるため、現場②の保険を適用することになります。

業務上外

その他の行事①

Q08

会社主催の運動会などでケガをした場合には、労災と認められるのでしょうか。

(答)

運動競技会等については、

- ① 例えば、企業の代表選手として出場する実業団競技大会等の企業間対抗競技大会のような対外的なものであれば、

- ・ 出場が出張又は出勤として取り扱われていること
- ・ 必要な旅費等の費用が事業主から支給されていること

- ② 例えば、会社主催の運動会のようなものについては、

- ・ 会社に所属する労働者全員の出場を意図して行われていること
- ・ 当日は出勤日として扱われ、出場しない場合は欠勤として扱われること

を満たす場合には、競技会等自体が業務行為又はそれに伴う行為と考えられますので、その運動競技での事故等については業務災害として認められます。

業務上外

その他の行事②

Q09

会社の忘年会へ出席していた際に転んでけがをしたが労災になりますか。

(答)

労災保険給付は仕事によって生じたと認められるけがや病気が対象となるものです。

一般的には、その催しの世話役等（※例えば、営業や総務・庶務担当の労働者が多い）が職務の一環として参加している場合以外では、特別な事情がない限り仕事中のけがと認められないのが通例です。

また、世話役等が業務の一環として参加している場合にも、その催しの主催者、目的、内容、参加方法、運営方法、費用負担等について総合的に判断することになり、事故の原因に応じて個別に業務上か否かを判断することとなります。

業務上外

第三者行為災害①

Q10

勤務先で、工作中に上司から顔面を殴られ、頸部を押さえつけられるなどの暴行を受け、病院で、「頸椎捻挫」と診断され、会社を1週間休みました。現在も通院治療しており、工作中的ことなので、労災保険で支払うことはできませんか。

(答)

労災保険では、工作中に、同僚労働者、上司などを含む他人の暴行によりけがをした場合には、私的な恨みに基づくものなどでない限り、労災保険給付の対象として扱われます。

療養のため休業している間、給与が支払われていないのであれば、休業補償給付の請求が可能です。

業務上外

第三者行為災害②

Q11

当社の営業担当者が得意先を訪問したところ、訪問先で飼い犬に右足を噛まれけがをしてしまいました。治療に要した費用は、労災保険に請求することが出来ますか。

(答)

ご質問のような、営業担当者が得意先を訪問し、訪問先で飼い犬に足を噛まれけがをしたという場合は、労災保険給付の対象となります。

なお、犬の飼い主と示談をする場合には、労災保険給付を受けられないこともあるため、事前にご相談ください。

その他

治ゆ（症状固定）①

Q12

業務上の事故で下肢を骨折し、労災保険で治療していましたが、医師から症状固定と言われました。今後は労災保険では給付できないとのことでした。

まだ痛みが残っているのですが、労災保険では治療できないのでしょうか。

(答)

労災保険では、傷病の状態が安定し、医学上一般に認められた医療を行ってもその医療効果が期待できなくなったときを治ゆ（症状固定）といい、症状固定となった以降は、労災保険では療養補償及びそれに伴う休業補償に係る給付は行いません。

治ゆした後において痛みなどの後遺障害が残存する場合には、障害補償給付の対象となる場合もありますので、労働基準監督署に障害補償給付請求書を提出してください。

業務上外

治ゆ（症状固定）②

Q13

労災で治療していましたが、症状も安定し、主治医からこれ以上の症状改善は見込めないとの診断から、4月いっぱい治療は終了と言われていたのですが、4月に入ってから痛みがひどくなったような気がします。

それでも治療は終わって労災は打ち切られてしまうのですか。

（答）

お尋ねのケースでは、症状が悪化しているとのことですので、まず主治医にご相談ください。

労働基準監督署では、主治医の診断結果等（医学的所見等）に基づき、治療継続の必要性を調査し、治ゆか否かを判断することとなります。

業務上外

治ゆ（症状固定③）

Q14

主治医からデスクワークは可能と言われましたが、会社にはデスクワークがなく、職場復帰できないので働けません。それでも、労災は打ち切りとなるのですか。

（答）

休業補償給付を受けるには、「療養のため労働できないために賃金を受けていない」場合という要件を満たす必要がありますが、この「労働できない」とは負傷前と同様の労働に従事できないことを指すのではなく「一般的に労働することができない」状態をいうことから、軽作業等に就くことが可能であれば、この要件を満たさず、給付を受けることはできないことになります。

治療費等の療養の給付については、例えば、骨折は治ったが、痛みやしびれが残っていたとしても、その症状が安定した状態であり、療養を継続しても改善が期待できないときは、「治ゆ」となり、給付は終了します。

参考：後遺障害については、Q12参照

業務上外

再発①

Q15

業務上の傷病で労災保険給付を受けていましたが、治癒したということで給付終了となりました。

また症状が悪くなったらどうしたらよいでしょうか。

(答)

業務上の傷病が、症状固定後、一定期間経過した後に再び発症した場合は、

- ①業務以外の原因によるものでないと認められること、
 - ②症状固定時の状態からみて明らかに症状が悪化していること、
 - ③療養によってその症状が改善される見込みがあると医学的に認められること
- の全てを満たした場合には、「再発」として労災保険給付の対象となります。

請求手続きについては、指定医療機関で受診されている場合には、「療養（補償）給付たる療養の給付請求書」（5号若しくは16号の3）の所定の部分を記載して医療機関へ提出していただくことになります。

（参考：再発に係る保険給付を行う場合は、あくまで療養（補償）給付（必要に応じて休業（補償）給付も）の請求を行えば足り、当該事案が再発事案か否かを事務的に区分することがある場合には、請求書の余白欄等に「再発」等と記載すれば足ります）。

業務上外

再発②

Q16

業務上の事故で足を負傷、手術により金属を埋め込み、その後症状固定となりました。今般、入院してこの金属を抜くことになりましたが労災として治療できますか。

(答)

治癒（症状固定）後、手術によって埋め込んでいた金属を抜く場合に要する費用については労災保険給付の対象となります。なお、この場合は、「再発」という取り扱いになります。

2 通勤災害

通勤災害

住居①

Q17

出勤する際にアパートの自室を出てから階段で転倒し、負傷しました。
通勤災害として認められますか。

(答)

通勤とは、自宅から会社など就業の場所までを合理的な経路や方法による場合をいい、自宅や会社等と通勤の経路の境目は、一般の方が自由に通行できるか否かにより判断されることになります。

ご質問のケースについて、原則的には住んでいる部屋の外戸が住居と通勤経路の境界と認められますので、アパートの階段は通勤経路上となり、ここで負傷したのであれば、通勤災害と認められると考えて良いでしょう。

なお、最近はマンションなどでセキュリティにより一般の方が入れないようになっているケースもありますが、このような場合でも外戸が住居と通勤経路の境界となります。

通勤災害

住居②

Q18

帰宅の際、門から自宅敷地内に入り、自宅玄関前の階段で転倒し、負傷しました。
通勤災害として認められますか。

(答)

一戸建ての場合は、門又は門扉が「住居」と「通勤経路」との境界となります

本件の場合は、既に門から自宅敷地内に入った場所ですので、通勤災害とは認められません。

通勤災害

就業の場所①

Q19

出勤途中、自社ビルの外階段で転倒し、負傷しました。通勤災害として認められますか。

(答)

自社ビルの外階段が会社施設であることから、通勤災害ではなく、業務災害に該当するのではないかと考えられます。

通勤災害

就業の場所②

Q 2 0

オートバイ通勤の者が会社敷地内の駐車場で負傷しました。通勤災害として認められますか。

(答)

事業場の敷地に入った時点で通勤行為は終わりますので、会社敷地内での災害は業務災害と考えられます。

通勤災害

合理的経路等①

Q 2 1

当社の単身赴任をしている労働者が、自家用車にて帰省途中の高速道路上で事故に遭い死亡しましたが、通勤災害として認められますか。

(答)

通勤災害という「通勤」とは、仕事をするに当たって、自宅と会社など就業の場所との間の往復を言いますが、それ以外にも

①2つの会社で働いている場合で、1つの会社からもう1つの会社へ移動する場合

②単身赴任者が赴任先の住居と帰省先の住居との間を移動する場合

も含まれます。

なお、その場合でも合理的な経路及び方法によることが必要です。

ご相談の件は、②に該当し通勤災害と認められる場合があります。

通勤災害

合理的な経路等②

Q 2 2

通勤手当として定期代を支給していますが、定期の経路と異なった経路での事故は通勤災害として認められますか。

(答)

通勤とは自宅と会社などの就業場所とを合理的な経路及び方法により往復する行為をいい、会社が支給する定期代は、あくまでも会社の給与規程上の取り扱いです。

このため、会社に申告している経路と異なった経路での事故であっても、その経路が通勤のために通常利用することができる経路であれば、合理的な経路となり、通勤災害と認められる場合があります。

通勤災害

合理的な経路等③

Q 2 3

合理的な経路及び方法に該当しない場合はどのようなケースですか。

(答)

特段の合理的な理由もなく著しく遠回りとなる経路による場合や、通行が禁止されているような経路を通る場合は合理的な経路には当たりません。

通勤災害

合理的な経路等④

Q 2 4

会社の食堂で同僚と食事後、バイクで帰宅中に転倒し、負傷しましたが、通勤災害として認められますか。

(答)

帰宅する途中の災害が通勤災害と認められるには、就業との関連性が認められる必要があるので、災害の発生状況のほか、食堂での食事が、かかった時間等どのようなものであって、就業と帰宅との直接的関連性が失われていたか等を労働基準監督署が調査し、通勤災害か否かを判断することとなります。

通勤災害

合理的な経路等⑤

Q 2 5

いつも（公共交通機関）とは違う通勤手段（バイク）で出勤中に転倒し、負傷しましたが、通勤災害として認められますか。

(答)

自宅から会社等の就業の場所までの通勤が合理的な経路・方法によっている場合は、通常使用している交通手段以外でも通勤災害と認められることがあります。

通勤災害

逸脱・中断①

Q26

帰宅途中に通勤経路を若干離れてスーパーで食料品を購入した（所要20分程度）、再度通勤経路上に戻った後自宅近くの道路上で自損事故を起こしました。

通勤災害として認められますか。

（答）

通勤経路から逸脱・中断した場合は、原則その後に事故等に遭っても通勤災害には該当しません。

ただし、通勤途中で日常生活上必要な行為であって、やむを得ず、これを最小限の範囲で行う場合には、当該逸脱又は中断の間を除き、合理的な経路に戻った後は再び通勤となります。したがって、通勤災害と認められる場合があります。

「日常生活上必要な行為」とは、日用品の購入などを言います。

厚生労働省令で定める「逸脱」「中断」の例外となる行為

- ① 日用品の購入その他これに準ずる行為
- ② 職業能力開発促進法第15条の6第3項に規定する公共職業能力開発施設において行われる職業訓練、学校教育法第1条に規定する学校において行われる教育その他これらに準ずる教育訓練であって職業能力の開発向上に資するものを受ける行為
- ③ 選挙権の行使その他これに準ずる行為
- ④ 病院又は診療所において診察又は治療を受けることその他これに準ずる行為

《参考》

被災労働者が退勤の途中において散髪のために理容室に立ち寄る行為は、「日用品の購入その他これに準ずる日常生活上必要な行為」をやむを得ない事由により行うための最小限度のものに該当するものであり、理容室に立ち寄り、通常の経路に復した後の災害ですので、通勤災害と認められる場合があります。

通勤災害

逸脱・中断②

Q27

従業員が、事業場での勤務終了後に業務に必要な大型免許取得のため教習所に向かい、教習所からの帰宅途中に交通事故により死亡しました。会社は免許取得費用の負担はしていますが、超過勤務手当は支給していません。

通勤災害として認められますか。

(答)

ご相談の自動車教習所への通所については、日常生活上必要な行為の一つとされている「一般的に職業に必要な技術を教授するもの」とは認められません。

しかし、事業場が職務上の必須条件として、大型免許の取得を従業員に義務づけている等の場合には自動車教習所に通うことが業務と認められる場合もあり、その場合には業務終了後の帰宅中の通勤災害と認定されることも考えられます。

通勤災害

逸脱・中断③

Q28

会社からの帰りに退職者のプレゼントを購入するため、30分ほど店に立ち寄り、そこからバスで自宅に帰る途中ケガをしました。

通勤災害として認められますか。

(答)

ご相談の件については、プレゼントを購入するという行為は、一般的には日常生活上必要な行為には該当しないと考えられますが、費用が会社負担で帰宅途中に購入するよう指示があったなど業務行為として認められるような場合は、購入した店から自宅までが通勤と認められることも考えられます。

通勤災害

逸脱・中断④

Q 2 9

終業後の宴会の帰りに事故に遭った場合、通勤災害として認められますか。

(答)

通勤とは自宅と会社などの就業場所を合理的な経路及び方法によって往復する行為をいいます。

また、出張後、直帰する途中の事故は業務災害となりますが、いずれの場合もその宴会が仕事として認められる場合に限られますので、通常は通勤災害や業務災害とは認められないこととなります。

通勤災害

通勤起因性①

Q 3 0

徒歩通勤の途中、野犬に腕を咬まれた場合、通勤災害として認められますか。

(答)

「通勤による」災害とは、経験則上通勤に内在すると認められる危険の具体化をいいます。被災労働者に恣意的行為がなければ、原則として通勤災害になるものと考えられます。

通勤災害

通勤起因性②

Q 3 1

自家用車で通勤している従業員が、通常の間路での帰宅途中に集中豪雨により川が増水し、高架下の道路が冠水したため、車ごと流され死亡しました。

なお、当日は水位上昇を感知して運転者に注意を促す道路脇の警報ランプが点灯していなかったとの証言もあります。

通勤災害として認められますか。

(答)

ご質問の場合は、集中豪雨による道路冠水が通勤に内在する危険が具体化したものと考えられます。

通勤災害

その他（二重就労）

Q 3 2

二重就労を禁止しているにも関わらず、別の会社に就労しに行く際に事故に遭った場合でも、通勤災害として認められますか。

（例：昼間、会社で働いていて、夜に飲食店に出社する際の怪我の場合など）

（答）

会社の規則に関わらず、実際に通勤と認められる移動が行われていれば、労災保険では通勤災害と認められます。

3 請求手続

請求手続

業務災害

Q 33

業務中に足を捻挫しました。労災請求の手続はどうしたらよいでしょうか。

(答)

《労災病院又は労災指定医療機関で受診した場合》

療養補償給付請求書（様式第5号）に所定事項を記載の上、事業主の証明を受けて当該書類を医療機関に提出して頂くことになります。

＊請求書を提出することにより治療費を負担していただく必要はありません。

《非指定医療機関で受診した場合》

その費用の全額を一旦医療機関へお支払いいただき、療養の費用請求書（様式第7号）に所定事項を記載の上、事業主と診療した担当医師の証明を受け、必要に応じ領収書等の費用を証明する書類を添付し、事業場の所在地を管轄する労働基準監督署へ提出していただくことになります。

《参考：休業補償給付》

療養のため労働できないために賃金を受けない日が4日以上ある場合は、休業補償給付を受けることができますので、休業補償給付請求書（様式第8号）に、所定事項を記載の上、事業主の証明を受け、事業場の所在地を管轄する労働基準監督署へ提出してください。

なお、請求する期間は、週・月・四半期ごとなど自由ですが、月単位が一般的です。

☆通勤災害の場合の様式は、5号→16号の3、7号→16号の5、8号→16号の6

Q 3 4

当社の労働者が通勤途上で交通事故に遭い死亡しました。
通勤災害と考えられるため、労災請求の手続について教えてください。

(答)

- ① 会社の所在地を管轄する労働基準監督署に以下の書類により請求してください。

[遺族年金・一時金]

被災労働者の死亡当時にその方の収入により生計を維持していた遺族の方がおられれば「遺族年金支給請求書（様式第 16 号の 8）」

遺族の方が生計維持関係にない場合は、「遺族一時金支給請求書（様式第 16 号の 9）」

添付書類は、いずれの場合も「死亡診断書」、「戸籍謄本」、また、遺族年金を請求される方は、これに加えて民生委員の証明など「生計維持関係を証明する書類」が必要です。

なお、年金を受給されることとなった遺族には、1 回に限り年金の前払いを受けることができます（これを「遺族年金前払い一時金」といいます。）。

[葬祭費用]

葬儀費用も支給対象となりますので、葬祭給付請求書（様式第 16 号の 10）を提出できます。

[療養・休業]

当該事故による治療や休業がある場合は、療養給付や休業給付も受給できます。

この場合は、未支給の保険給付支給請求書（様式第 4 号）を提出してください。

なお、治療費については、病院にご相談ください。

- ② 給付請求以外の書類として、事故の相手方がいる場合は、「第三者行為災害届」という書類も提出していただくこととなります。

《第三者行為災害》

このような災害の場合、遺族の方は、相手方への損害賠償請求権と労災保険への給付請求権を取得することになるため、遺族の方が実際の損失額以上の金額を受け取ることにならないよう、労災保険給付と相手方が加入している自賠責保険や自動車保険との間で支給調整する必要があります。

この調整事務を行うため「第三者行為災害届」が必要となります。

③ 労災就学等援護費

遺族補償年金の支給決定を受けた年金受給者は、ご本人が就学する場合のほか、

小学校から大学に在学している子供や年金受給権者が就労のため保育所や幼稚園に預けている未就学の児童がいる場合に、労災就学援護費を受けることができますので、「労災就学等援護費支給申請書」を労働基準監督署に提出してください。

《労災就学援護費を受給するためには》

- ・年金給付基礎日額が16,000円以下であること
 - ・学資等の支弁が困難又は保育に係る費用の援護が必要と認められること
- 等の要件を満たす必要があります。

請求手続

過労自殺

Q35

主人は会社に勤めていましたが、同僚が退職したことから主人ひとりに業務が任せられ、自殺に追い込まれてしまいました。主人には精神疾患での治療歴はありません。自殺した原因は仕事が増えたためだと思いますが、労災の請求にはどのような書類が必要かを教えてください。

(答)

Q34の回答を請求書の様式を業務災害用に変えて回答する。

「遺族年金支給請求書(様式第16号の8)」→様式12号

「遺族一時金支給請求書(様式第16号の9)」→様式15号

「葬祭給付請求書(様式第16号の10)」→様式16号

Q36

私の内縁の夫は、工事現場から会社へ戻る途中、運転する車両が転落し死亡しました。
内縁の妻には、労災の遺族補償年金の受給権はあるのでしょうか。

(答)

婚姻届を出していないが事実上婚姻と同様の関係にある者を含むとされておりますので、配偶者と同様に受給権者として認められることになります。

※参考 戸籍上の配偶者と内縁関係の者が競合する場合

重婚関係の場合は、届出による婚姻関係にあった者（戸籍上の配偶者）と内縁関係にある者からの労災請求が競合する可能性があります。

この場合は、原則として届出による婚姻関係にあった者が優先しますが、届出による婚姻関係がその実態を失って形骸化し、かつ、その常態が固定化し近い将来解消される見込みがなかった場合に限り、事実上の婚姻関係にあった者（内縁関係の者）が優先します。

「形骸化」とは、次の状態が認められる場合となります。

- ① 長期間の別居状態が継続中である。
- ② その間、電話連絡などの交流がなく音信不通又はそれに近い状態にある。
- ③ 正常な夫婦関係の回復努力の形跡が当事者双方に認められない。

Q 3 7

業務上の疾病により、労災保険の休業補償給付を受給していた夫が亡くなりました。
亡くなる前に請求していた保険給付は支払われるのですか。
支払われる場合、遺族が何らかの手続をしなければなりませんか。

(答)

労災保険の保険給付を受ける権利を有する者が、その保険給付を受ける前に亡くな
られた場合に、未支給となった保険給付は、被災労働者のご遺族で当該労働者の死亡
の当時生計を同じくしていた者等に支給することとなります。

未支給の保険給付がある場合は、事業場の所在地を管轄する労働基準監督署に「未
支給の保険給付請求書」(様式第4号)を死亡診断書等の添付書類とともに請求手続を
していただくことになります。

なお、死亡した原因が給付を受けていた業務上の疾病と関連がある場合は、遺族補
償給付や葬祭料の請求ができる場合もあります。

Q38

出張先でひざを打撲し痛みはありましたが、大丈夫と思い病院に行きませんでした。出張から帰り、2、3日しても痛みが引かないため、近くの鍼灸院で診てもらおうと思っています。施術費用の請求手続を教えてください。

(答)

① 鍼灸院での施術が労災保険給付の対象となるには、治療を担当している医師がはり・きゅうの施術を必要と認め、治療目的を明記した診断書によって指示を与えた場合に保険給付の支給対象となりますので、まずは、労災指定医療機関を受診していただき、その上で、担当医師に相談してください。

② 担当医が施術の必要性を認め、診断書によって指示され、施術を受けた場合は、費用の全部を施術所に一旦お支払いいただき、はり・きゅう用の療養の費用請求書（様式第7号(4)）に所定事項を記載の上、事業主と担当したはり・きゅう師等の証明を受け、必要に応じ領収書等の費用を証明する書類などを添付し労働基準監督署へ提出することになります。

なお、当該鍼灸院が労災保険における指名施術所となっていれば、施術費用について、被災労働者が一時負担せず、国から直接施術所へ施術料を支払うことができる受任者払いの取り扱いができます。

※参考 柔道整復師による施術料の受任者払い

柔道整復師による施術料についても、施術を受けた柔道整復師が申出等により労働局長から指名を受け、「指名柔道整復師」となっていれば、はり・きゅうと同様に受任者払いの取り扱いができます。

Q 3 9

帰宅途中に車にひかれ、当初の病院は自賠責で支払われましたが、2つ目の病院から労災扱いできますか。また、自賠責から支払われた金額を報告する必要がありますか。

(答)

まずは、当該事故による負傷自体が通勤災害と認められるか否かを判断する必要がありますが、手続としては、

- ① 2つ目の病院から労災指定医療機関で受診した場合には、療養の給付請求書（様式第16号の3）の所定事項を記入の上、事業主の証明を受け、受診した医療機関を經由して労働基準監督署へ提出してください。
- ② 2つ目に受診した病院が労災指定病院以外であった場合は、療養の費用請求書（様式第16号の5）に所定事項を記載の上、事業主と担当医師の証明を受け、必要に応じ領収書等の費用を証明する書類を添付し、労働基準監督署へ提出ください。
- ③ また、当該事故は「第三者行為災害」に該当することになりますので、「第三者行為災害届」の用紙に、所定事項を記載の上、労働基準監督署へ提出する必要があります。

なお、自賠責保険や自動車保険から損害賠償額を受領した場合には、被災労働者の方から損害賠償を受領した旨の報告を監督署に行っていただき、労働基準監督署において自賠責等の保険に照会し、受領済みの金額を確認します。

《参考：休業、第三者災害届》

- ① 療養のため労働できないために賃金を受けない日があれば、休業給付請求書に、所定事項を記入の上、事業主と担当医師の証明を受け、労働基準監督署へ提出してください。
- ② このような第三者行為災害の場合は、被災労働者の損害について、本来は加害者が賠償すべきものでありますが、被災労働者は加害者への賠償請求権と同時に労災保険給付請求権も取得することになりますので、双方から同一事由について損失を補されると実際の損害額以上の金額を受領することになります。

このため、被災労働者の損害賠償額を限度に労災保険給付額の支給調整を行う必要があり、自賠責や任意保険から受領済みの損害賠償額について確認する必要があります。

Q 2 1 9 に類似の設問あり

請求手続

第三者行為災害②

Q40

自転車通勤の途中で、自動車とぶつかり負傷しました。相手方保険会社からは当方の信号無視によるため、過失割合は8：2といわれています。

当方は軽い打撲程度ですが、労災請求について教えてください。

(答)

けがの程度や過失割合に関係なく、通勤災害と認められれば労災保険給付の対象となります。

*労災請求する場合の手続きはQ39と同じ

請求手続

第三者行為災害③

Q41

自転車にて通勤する途中、交差点で乗用車と接触し、右足にケガをしました。

労災保険と自賠責保険のどちらに請求したらよいでしょうか。

(答)

自動車事故による業務災害又は通勤災害の場合には、被災労働者は、労災保険に対しても、自賠責保険等に対しても、それぞれの請求権を持っています。

どちらを先に請求するかは、あくまでも被災労働者自身の意思によることになります。ただし、同一事由について労災保険と自賠責保険等から重複して受けることはできません。

自賠責保険等を先に請求した場合には、例えば、仮渡金支払の制度や労災保険からは支払われない慰謝料等が支払われますし、また、休業損害については原則日額の100%支払われますので、一般的には自賠責保険等への請求をお勧めしています（労災は休業（補償）給付60%＋休業特別支給金20%）。

労災保険を先に請求した場合は、相手方からの第三者行為災害報告書や自賠責保険等の支払い状況を確認の上、決定することになります。その後、労災保険給付の価額を限度に、被災労働者に代わり自賠責保険等に対して求償（受給者が第三者に対して有している損害賠償請求権を取得し、その損害賠償請求権を行使すること）を行うこととなります。

Q 4 2

出勤のため車を運転中、一旦停止箇所にて停止していた所、後方からの車に追突されむち打ち症になってしまいました。追突した相手の車はそのまま走り去ってしまい、相手が誰であるのかわかりません。相手が不明であっても労災給付の請求はできますか。

(答)

相手の方の特定が困難であっても、請求は可能です。

このような相手方のある自動車事故の場合を第三者行為災害と言い、「第三者行為災害届」を提出していただくこととなりますが、この場合は、「相手方不明」として監督署へ提出してください。

Q43

以前から咳や痰がひどく、治療を受けていましたが、労災指定病院を紹介され、入院したところ、担当の医師から労災請求をしてみたらと言われました。しかし、粉じん作業を行った現場もあまり覚えていませんし、じん肺管理区分ももらっていません。どうしたらよいのでしょうか。

(答)

じん肺が業務上の疾病として取り扱われるためには、じん肺の管理区分を決める必要があります。そのためには、お住まいの近くの労働局（労働基準部健康安全課）に申請書とエックス線写真、健康診断証明書などの書類を提出して、審査を受けていただくことになります。

労災保険については、この管理区分の決定を待って支給するか否かを判断することとなります（労災請求自体は労働基準監督署で受け付けますので、ご安心ください）。

《じん肺に係る労災認定等の詳細》

- ① じん肺及び合併症が業務上の疾病として取り扱われるのは、じん肺の管理区分が管理4と決定された者又は管理区分が管理2若しくは3と決定された者で合併症にかかっていると認められる者となります。
- ② じん肺の管理区分を決めるには、お住まいの近くの労働局労働基準部健康安全課に申請書とエックス線写真、健康診断証明書などの書類を提出して、審査を受けていただく必要があります。その際、粉じん作業を行っていた事業場を特定するため、最後に粉じん作業を行った事業場でその旨を証明してもらう必要がありますが、もし、その事業場が廃業している場合など、証明がもらえない場合には、給与明細や社会保険の加入記録等、事業場で働いていたことが分かる資料を用意してください。もし、それが無い場合でも、一緒に働いていた同僚2人に証明してもらう方法もありますので労働局に相談してください。
- ③ その上で、入院している労災指定病院に「療養補償給付たる療養の給付請求書」（様式第5号）を、療養のため労働できないために賃金を受けられない日があれば「休業補償給付支給請求書」（様式第8号）を事業場（最終事業場）の所在地を管轄する労働基準労働基準監督署長あて提出してください。
- ④ なお、「労災給付の決定」にあたって、粉じん作業の職歴等を調査確認することになります。

Q44

労災年金の受給者ですが、施設に入って自宅には戻らない予定です。住所の変更が必要でしょうか。また、口座を変更したいので方法を教えてください。

(答)

- ① 住所や振込先口座を変更される場合は、年金の支給決定を受けた労働基準監督署に対して、住所、支払金融機関の変更手続きを行っていただく必要があります。
- ② 具体的には「年金たる保険給付の受給権者の住所・氏名・年金の払い渡し金融機関等変更届」(様式第19号)を提出していただきます。変更届に所定事項を記入し、ご本人の住所を確認できるもの、例えば、変更後の住所が記載された免許証や住民票の写し、口座関係では変更する金融機関の通帳の写し(本人名義の口座であることが分かる部分)を添付した上で、転居後、速やかに最寄りの労働基準監督署へお持ちいただくか、支給決定を受けた労働基準監督署へ郵送されるようお願いします。(用紙は、労働基準監督署にあります。)

請求手続

請求切替え①

Q 4 5

通勤途中で負傷し、健康保険（国保）で治療していましたが、労災に費用請求することができるでしょうか。

（答）

健康保険（国民健康保険）で治療していたのを労災請求に切り替える場合は、

- ① 健康保険の給付を受けていた方については、原則として、健康保険から給付された額を一旦返還していただいた後に、最寄りの労働基準監督署から療養の費用請求書（様式16号の5）を取り寄せて、所定事項を記入の上、事業主と担当医師の証明を受けて、費用の明細書や領収書等の費用を証明する書類を添付し事業場の所在地を管轄する労働基準監督署へ提出していただくことになります。
- ② しかしながら、上記①の場合、返還に伴って請求人の方に多大な経済的負担が生じることも少なくないことから、健康保険に対する返還が完了する前であっても、労災請求を行うことができます。

この場合、添付書類は、3割の自己負担分の領収証書や健康保険組合（国保は市町村）から発行された納入告知等となります。

健康保険組合（市町村）への返還については、ご自身で健康保険組合等へ連絡し労災請求すべきものであった旨を伝え、納入告知書を発行してもらってください。

なお、請求を受け次第、労働基準監督署において調査の上、労災と認められるか否か判断することになります。

＊「工作中的の負傷」の場合は、「療養の費用請求書（様式第7号）」となる。

請求手続

請求切替え②

Q 4 6

健康保険（国保）で治療していたが、労災に費用請求するのに自己負担3割分の領収書をなくしてしまいました。労災へ費用請求できますか。

（答）

費用請求するに当たって3割負担分の領収書を紛失した場合は、当該医療機関に再発行してもらってください。

請求手続

事業主証明①

Q 4 7

自動車修理工場で勤務していた際、車のエンジンが足の甲に落ちけがをしました。経営者からは「自分が悪いのだから自分の保険で病院に行ってくれ」と言われ、労災保険の請求手続きをしてくれません。どうすればよいかわかる教えてください。

(答)

- ① 会社側が請求手続を行うことが多いですが、本来はご自身で手続きしていただくものです。労働基準監督署に請求していただくことができます。
- ② 会社が事業主証明を拒否するなどやむを得ない場合には、事業主証明がなくとも、労災保険給付の請求書は受理されますのでご安心ください。

請求手続

事業主証明②

Q 4 8

派遣先で就労中に負傷し入院したが、会社から事業主の証明を得られないため、病院に様式5号の療養補償給付請求書を提出できません。どうしたらよいのでしょうか。

(答)

派遣先で被災した場合は、請求書表面の事業主証明欄に派遣元事業主の証明と様式第5号の請求書裏面に派遣先事業主の証明をもらう必要がありますが、会社で事業主証明を拒否するなどやむを得ない場合には、事業主証明がなくとも労災保険の請求書は受理されますのでご安心ください。

請求手続

請求書の記載方法①（療養）

Q 4 9

指に痛みを覚え受診したところ腱鞘炎と診断され、通院していたところ、医者から労災請求できるのではないかと話があったので、療養費の請求を行う予定です。5号請求書の負傷又は発病年月日欄は何日付けで記入すればよいのでしょうか。

(答)

「負傷又は発病年月日」欄については症状確認日を記入することとなりますので、通常、初診日を記入していただくことになります。

請求手続

請求書の記載方法②（療養）

Q 5 0

腱鞘炎と診断され、病院に5号請求書を提出しましたが、今後、どのような処理になりますか。

(答)

労働基準監督署に5号請求書が届き次第、腱鞘炎が業務上の原因か否かの調査を行い、労災保険給付の支給・不支給の決定を行うことになります。このため、今後調査等で必要に応じ、労働基準監督署から連絡することになります。

請求手続

請求書の記載方法③（休業）

Q 5 1

8月28日の勤務中に転倒し、病院で頸椎捻挫と診断を受け、治療しました。8月28日の勤務途中から9月2日まで休業したので、休業補償請求をする予定です。休業補償給付請求書の「療養のため労働できなかった期間」の記載方法を教えてください。

(答)

療養のため労働できなかった期間については、8月28日の勤務途中で病院にて受診していることから、8月28日が療養開始となり、療養のため労働できなかった期間は、「8月28日から9月2日」となります。

Q 5 2

休業補償給付請求書の20欄「療養のため労働できなかった期間」及び「賃金を受けなかった日の日数」はどのように書けばよいでしょうか。

（答）

20欄点線で囲っている部分の日数は、所定労働日や休日に関係なく請求する期間を暦日で記入してください。

その右の実線の日数は、当該期間のうち、入院、主治医の指示による自宅安静や通院などの療養のために労働できなかった日で、かつ、現に賃金を受けなかった日を記入してください。

- * 労働した日、年次有給休暇、私病や自己都合による欠勤や事業主の都合による休業などが除かれることになります。
- * 「賃金を受けなかった日」のうち、業務上負傷等の療養のために所定労働時間のうちその一部分についてのみ労働しなかった日が含まれる場合は、その日を別紙2として添付してください。
- * 期間の区切り方は週単位、月単位や四半期単位など請求者の自由ですが、月単位で請求されるのが一般的です。

Q-53

特別加入者の負傷に係る治療費や休業補償の請求方法について教えてください。

(答)

お尋ねの治療費や休業補償の請求手続きは、労働者の方の場合と変わりません。

ただし、労災と認められるのは、特別加入する際に申請された「業務の内容」の範囲になります。

《参考：具体的な手続方法》

① 業務上の災害の場合は、

・ 様式5号の療養補償給付請求書を労災指定医療機関へ提出してください。

もし、受診した医療機関が労災指定以外の医療機関の場合は、様式7号の療養の費用請求書に費用の明細書、領収書等の費用を証明する書類を添付し、事業場の所在地を管轄する労働基準監督署へ提出してください。

・ 療養のため、申請してある所定の労働時間の全部を労働できなかった日があれば、様式8号の休業補償給付請求書を労働基準監督署へ提出してください。

② 通勤災害の場合は、

・ 様式16号の3の療養給付請求書を労災指定医療機関へ提出してください。

もし、受診した医療機関が労災指定以外の医療機関の場合は、様式16号の5の療養の費用請求書に費用の明細書、領収書等の費用を証明する書類を添付し、事業場の所在地を管轄する労働基準監督署へ提出してください。

・ 療養のため、申請してある所定の労働時間の全部を労働できなかった日があれば、様式16号の6の休業給付請求書を労働基準監督署へ提出してください。

請求手続

審査請求

Q54

業務中の負傷で後遺症が残り、労働基準監督署に障害補償請求をした結果、障害等級14級で一時金を支給されました。

不服申し立てしたいのですが、どこに対してどのような書類を提出すればよいのか教えてください。

(答)

労働基準監督署長が保険給付に関して行った決定に不服がある場合は、決定をした労働基準監督署を管轄する都道府県労働局の労働者災害補償保険審査官に対して審査請求することができます。

審査請求の手続は「労働保険審査請求書」(規則様式第1号)を審査官に対して提出することになります。郵送でもかまいません。

決定した労働基準監督署又は最寄りの労働基準監督署を経由して提出していただいてもかまいません。

なお、審査請求は原処分のあったことを知った日の翌日から60日以内にしなければなりません。労働基準監督署から送付された保険給付支給決定通知書にもその旨記載していますので、御注意ください。

※参考

保険給付支給決定通知書の記載(教示)

「表記の保険給付に関する決定に不服がある場合には、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に表記の労働基準監督署を管轄する都道府県労働局の労働者災害補償保険審査官に対して審査請求することができます。」

請求手続

審査請求

Q55

審査請求書を提出したいのですが、手が不自由でうまく字が書けないので、口頭筆記や代筆をお願いできますか。

(答)

審査請求書を提出せずに、口頭により審査請求することができます。

その場合は、都道府県労働局の労働者災害補償保険審査官、決定をした労働基準監督署又は住所を管轄する労働基準監督署にその旨申し出てください。

請求手続

再審査請求

Q 5 6

労働者災害補償保険審査官に対して審査請求したところ、決定書が送付されました。この決定にも納得がいかないのに、さらに不服審査請求したいのですが、手続を教えてください。

(答)

労働者災害補償保険審査官に対して審査請求し、その決定に不服がある場合は労働保険審査会（東京都港区芝公園１－５－３２）に再審査請求することができます。

手続は「労働保険再審査請求書」（様式第３号）を労働保険審査会長あてに提出することとなります。請求書は都道府県労働局、労働基準監督署に用意されています。

なお、再審査請求は労働者災害補償保険審査官の決定書謄本が送付された日の翌日から６０日以内にしなければなりません。労働者災害補償保険審査官から送付された決定書謄本にもその旨記載していますので、御注意ください。

※参考

決定書の記載（教示）

「この決定に不服があるときは、この決定書謄本が送付された日の翌日から起算して６０日以内に労働保険審査会に再審査請求することができる。」

請求手続

再審査請求

Q 5 7

再審査請求書を提出したいのですが、手が不自由でうまく字が書けないので、口頭筆記や代筆をお願いできますか。

(答)

再審査請求書は、審査請求とは異なり、口頭では行うことができず、必ず文書により行わなければなりません。

Q 5 8

自賠償先行で損害賠償を受けた場合に労災保険給付が行われないと聞きましたが、いつまで給付が受けられないのでしょうか。労災先行の場合はどうなるのでしょうか。また、前払一時金をもらった場合はどのようにになりますか。

(答)

既に保険会社等から労災保険に先立って損害賠償金又は保険金の支払いを受けている場合には、労災保険が給付すべき額からその分を差し引いて、更に労災保険より給付すべき額がある場合にのみ労災保険を給付することとなります（これを「控除」と言います。）。また、その控除の期間は災害発生後３年であって、控除の額は３年以内に支払うべき労災保険給付を限度として行うこととなっています。したがって、年金給付については、災害発生後３年以内に支給事由の生じた年金給付について支給停止を行うこととなります。

なお、この３年以内という期間については「求償」も同様です。

また、前払一時金が支給された場合には、他の一時金給付の場合と同様に控除又は求償を行うこととなります。

4. 保険給付

保険給付 療養

Q 5 9

療養（補償）給付はいつまでもらえるのですか。

（答）

療養の給付は、傷病の状態が安定し、治療してもそれ以上よくならなかった状態（これを「治ゆ（症状固定）」といいます）まで受けることができます。

保険給付 移送費

Q 6 0

出張先で足を骨折して入院し、数日後に地元の病院に転医し引き続き入院している。転医するときに出張先病院の救急車で搬送してもらったので、搬送料として 20,000 円支払いましたが、この費用は労災から支給されませんか。

（答）

労災の転医に伴う移送費の支給は、監督署長の勧告による転医または担当医師の指示による転医等が認められている場合であり、単に地元に戻りたいという患者の希望による転医であれば、保険給付の対象とはなりません。

《移送費の考え方及び手続》

労災の移送費とは、傷病労働者が負傷又は傷病のため入院治療を必要としたとき又は転医せざるを得ないときに、その医療機関まで歩行することができない場合又は歩行することが極めて困難な場合等に支給される費用である。

医学的に転医する必要性があったかどうかによりますので、転医にあたっての状況について、主治医に確認の上、移送費を請求される場合は、様式 7 号の療養の費用請求書に医師からの指示による旨の記載、証明を受け、搬送料の領収書が請求書を添付の上、事業場の所在地を管轄する労働基準監督署へ提出してください。

保険給付

通院費①

Q 6 1

労災で療養していますが、通院のための費用はもらえるのですか。

(答)

通院費の支給に当たっては、原則、被災労働者の居住地または勤務地から2キロメートル以上の医療機関へ通院している場合であって、その傷病に適した医療機関へ通院した場合等一定の要件を満たせば支給されます。

なお、2キロメートル未満でも支給される場合があります。

《詳細な要件》

- ①同一市町村内の適切な医療機関（*）へ通院したとき
 - ②同一市町村内に適切な医療機関がないため、隣接する市町村内の医療機関へ通院したとき
(同一市町村内に適切な医療機関があっても、隣接する市町村内の医療機関の方が通院しやすいとき等も含まれます)。
 - ③同一市町村内及び隣接する市町村内に適切な医療機関がないため、それらの市町村を超えた最寄りの医療機関へ通院したとき
- *適切な医療機関とは、傷病の診療に適した医療機関をいいます。

保険給付

通院費②

Q 6 2

移送費（通院費）について、2キロメートル未満であっても、支給される場合とはどのようなケースですか。

(答)

傷病の状態からみて、交通機関を利用しなければ通院することが著しく困難であると認められる場合には支給されることがあり、例えば、両足を負傷している、あるいは重い呼吸器疾患があるなど、歩行による通院が困難である場合などが該当します。

保険給付

通院費③

Q 6 3

通院費の支給対象は、指定医療機関への通院に限られるのでしょうか。

(答)

非指定医療機関への通院についても、指定医療機関への通院に準じて取り扱われ、通院費の支給対象となります。

保険給付

検査費用①

Q 6 4

1週間前、海外出張中に事故にあいましたが病院には行っていません。念のために検査を受けたいのですが、労災扱いできませんか。

(答)

労災保険は、業務上又は通勤による負傷や疾病に対する治療等の給付を行うものであり、傷病に罹患する前に当該傷病が存在するか否かといった検査目的のみで受診する場合の費用は、労災保険給付の対象となりません。

保険給付

検査費用②

Q 6 5

健康管理センターの職員が、採血に使用した注射針を誤って自分の手指に刺してしまいました。肝炎キャリアの方を採血した注射針か否かは不明ですが、当該職員の肝炎の抗体検査を行いました。

その検査費用は労災に請求できるのでしょうか。

(答)

お尋ねの肝炎抗体検査については、医師がその検査の必要性を認めた場合に限り、労災保険から支払われます。

なお、受傷部位の洗浄、消毒等の処置が行われた場合、その処置は業務上の負傷に対する治療上必要なものとして労災保険給付の対象となります。

保険給付

休業①

Q 6 6

休業（補償）給付はいつまでもらえるのですか。

（答）

休業（補償）給付は、

- ①業務上の事由による負傷や疾病による療養のため、
- ②労働することができず、
- ③賃金を受けていない、

という要件を満たす場合に、休業4日目から支給され、この支給事由が存する限り支給されることとなります。

なお、療養開始後1年6か月経過し、その負傷又は疾病が治っておらず傷病等級表の等級に該当する程度の障害がある場合は、傷病（補償）年金が支給されます。

*「療養」の期間に関しては、Q 5 9 参照

保険給付

休業②

Q 6 7

週2日のパートだった者の休業（補償）給付は週2日分しかもらえないのでしょうか？

（答）

要件（Q 6 6）を満たす限り、勤務日であるか否かにかかわらず、休業期間中すべての日について支給されます。

なお、傷病が発生した日を含め当初3日間は事業主負担となります。

保険給付

休業③

Q 6 8

業務時間終了後、帰宅しようとして事業場の門の手前で転倒・負傷し翌日より休業しました。

この場合の休業請求の⑨「療養のため労働できなかった期間」の初日は何時を書けばよいでしょうか。

(答)

通勤による傷病が所定労働時間終了後に発生した場合は、その日は「休業する日」に該当せず、⑨「療養のため労働できなかった期間」の初日（休業の初日）は負傷の翌日となります。

保険給付

休業④

Q 6 9

休業補償の請求をしたいのですが、実際に支給される金額はどのくらいになるのでしょうか。

(答)

- ① 休業補償給付は、労働者の業務上の傷病による休業が4日以上にわたる場合、4日目以降の休業について支給され、その額は、休業1日につき給付基礎日額の60%となっております。また、休業補償給付の受給者には、給付基礎日額の20%の休業特別給付金も支給されます。したがって、実質的には給付基礎日額の80%を受けることが出来ます。
- ② 給付基礎日額は、平均賃金に相当する額とされており、原則、負傷した日の前日から遡る3か月に支払われた賃金の総額をその期間の総日数で除した金額となります。

なお、最初の3日間を待期期間と呼びますが、この期間については使用者が平均賃金の60%に当たる労働基準法上の休業補償を行うことになります。

保険給付

休業⑤

Q70

労災の休業補償給付請求書を監督署へ提出しましたが、いつ頃銀行に入金されますか？

(答)

事案によって支給するまでの期間に違いがあります。

〔新規の場合〕

業務中に事故をしたなど業務に起因したことが明らかな災害で、請求書に不備等がない場合であれば、概ね1か月程度で支給されると思われます。

但し、疾病などの場合、業務により発症したか否か判断することが困難であるため、調査にある程度の時間を要する場合がありますので、1か月程度お待ちいただき入金されないようであれば、請求書を提出した労働基準監督署へ確認下さい。

〔継続の場合〕

証明欄に漏れがなく、休業期間が前回の請求と連続しているなど、請求内容に不備がないようであれば1ヵ月以内（早ければ2週間程度）に支給されることとなります。

ただし、事案によっては療養の必要性等の調査にある程度の時間を要する場合がありますので、1か月程度お待ちいただき入金されないようであれば、請求書を提出した労働基準監督署にご確認ください。

保険給付

休業⑥

Q71

新規に労災保険給付を請求した場合、給付までに何故1ヵ月もかかるのですか？

(答)

新規請求の場合は、業務上か否かの判断が必要となるとともに、保険給付額を計算する際の基礎となる平均賃金を算定するため賃金を確認するなどの事務を行うため、一定の期間を要することとなりますので、ご理解ください。

保険給付

一部労働不能

Q 7 2

労災で病院に通っている者ですが、1日の就労時間（8時間）のうち2時間を通院のために休業しており、2時間分の賃金がカットされています。この場合、休業補償給付は支給されますか。また、支給されるとした場合、支給額はどのくらいですか。

（答）

休業補償給付が支給されるのは、療養のために労働することができず、労働不能であるが故に賃金も受けられないという三要件を満たした日でなければなりません。

この場合の賃金を受けない日については、一部賃金を受けない日も含んでおり、この場合については、休業補償給付の額が給付基礎日額の60%に相当する額であることから、その労働不能の時間について全く賃金を受けないか、あるいは「平均賃金と実労働時間に対して支払われる賃金との差額の60%未満の額」しか受けていない日がこれに該当します。

よって、ご相談のケースは一部休業している2時間分の賃金がすべてカットされ、支給されないので賃金を受けていない日に該当し、休業補償給付が支給されます。

また、この場合の支給額は、給付基礎日額から一部労働により支払われる賃金を差し引いた額の80%（休業補償給付60%+特別支給金20%）になります。

保険給付

所得税

Q 7 3

休業（補償）給付や遺族（補償）年金などは、所得税（税金）を払わなくてはいけませんか。確定申告する収入金額に加えなければなりませんか。

（答）

保険給付は、非課税です。所得税の確定申告に加える必要はありません。

※参考 労災保険法 第12条の6

「租税その他の公課は、保険給付として支給を受けた金品を標準として課することはできない」

保険給付

治療材料

Q74

仕事中にケガをし、現在〇〇病院に入院しています。私のケガは腰を負傷したのですが、病院の先生からコルセット着用の指示がありました。この場合の労災請求の方法を教えてください。

また、現在自力でトイレに行けない状態であり、病院からは「紙おむつ」を準備するようという説明がありました。治療は長期にわたると思われ、費用がかさむと思います。紙おむつ代は労災保険給付の対象になりますか。

(答)

- ①コルセットの着用については、医師が療養上必要と認めた場合は、療養の範囲として認められます。請求に当たっては、療養の費用請求書（様式第7号）にコルセットの領収書を添付して労働基準監督署へ請求してください。
- ②労災保険では療養上必要と認められる治療材料について支給していますが、紙おむつ代は治療材料に該当しないため、支給対象になりません。

保険給付

歯科診療①

Q75

業務中の災害で前歯を2本折ってしまい、歯科医から差し歯を装着しなければいけないと言われました。その際に、メタルボンドであれば1本10万円と言われたが、労災から支給されますか。

(答)

労災の歯科診療は健康保険に準拠して行うことを原則としていますが、ご相談のように、業務災害で歯を破損して差し歯等の補綴を行う場合、

- ・元々装着していた保険適用外の補綴を現状復帰するための費用は支給の対象外となります。
- ・上記以外の場合で、保険適用外の材料を使用することについて、歯科医学的な必要性等から労働基準監督署長が認めた場合に支給の対象となります。

その場合の材料費については、原則、8万円としています。

保険給付

歯科診療②

Q 7 6

歯科診療の材料費が8万円を超える場合はどうなるのでしょうか。

(答)

労働基準監督署で調査をして個別に必要性を判断の上、支給の可否を決定することになります。

保険給付

歯科診療③

Q 7 7

上記の場合、診療費に要した費用を請求することとなるのですか。
また、結果として支給されないこともあるのでしょうか。

(答)

この場合の費用の請求は、療養の費用請求書（様式第7号）で行っていただくこととなります。

請求に対しては、労働基準監督署で調査を行い、不支給となる場合もあります。

保険給付

証明書料

Q 7 8

労災の療養（補償）給付たる療養の費用請求書（7号、16号の5）の裏面に記載した診断書料は支給されますか。

(答)

療養（補償）給付請求書に関する診断書料は支給されません。

（注：休業（補償）給付請求書の医師の証明は 2,000 円、看護の給付の看護費用に関する証明は 1,000 円の支給が可能であり、請求方法は労災指定病院であれば診療費請求書により直接、それ以外は療養（補償）給付請求書で請求します。）

保険給付

セカンドオピニオン

Q 7 9

- (1) 労災傷病で治療中の患者の求めに応じ、主治医がセカンドオピニオンとして他の病院を紹介した場合、セカンドオピニオンを受けた病院における費用は労災保険の支給対象となりますか。
- (2) 労災による傷病で治療中の被災労働者が、自己判断で当該傷病の治療を受けている病院以外の病院でセカンドオピニオン外来を受診した場合、その費用は労災保険の支給対象となりますか。

(答)

①健康保険の取扱いに準拠し、被災労働者がセカンドオピニオンを希望し、セカンドオピニオン外来（自費診療）を設けていない医療機関に対して主治医からの労災傷病に係る紹介があった場合は、健康保険と同様に労災保険の給付の対象となります。なお、労災請求の手続きについては、通常の労災の転医手続きと同様です。

②健康保険と同様に自己負担となります。

保険給付

医療保険との調整

Q 8 0

仕事中にケガをしたが、自分が加入している民間保険と労災保険の両方から給付されるのですか。

(答)

ご自身が加入している民間保険の支給規程がどのようなになっているかわかりませんが、基本的には、ご自身が加入している民間保険から給付を受けているからといって、労災保険の給付額を支給調整するということはありません。

5. 業務上疾病

(1) 精神障害

精神障害

一般

Q81

長時間労働により「うつ病」となり治療していますが、労災に認定されるのでしょうか。

(答)

精神障害は、さまざまな要因が関係して発病するとされています。

労働者の場合であれば、業務による心理的な負荷や、業務以外の心理的な負荷、さらには、その人が元々持っている要素（これを「個体的要因」と言います。）などが関係します。

具体的には、業務による心理的な負荷（出来事）としては、事故や災害の体験、仕事上の失敗、過重な責任の発生、仕事の量や質の変化等があり、業務以外による心理的な負荷としては、自分の出来事や家族・親族の出来事、金銭関係などがあります。

また、個体的要因（個人が元々もっている要素）としては、既往歴、アルコール依存状況などがあります。

＊「業務による心理的負荷評価表」「業務以外の心理的負荷評価表」はパンフレット参照

以上のことを踏まえて、労災の認定に当たっては、

- ① まずは、対象となる精神障害が決まっていますので、これに該当するか否かを判断します。
- ② 次に、これに該当した場合に、その精神障害の発病前おおむね6か月の間に客観的に精神障害を発病させるおそれのある業務による強い心理的負荷が認められるか否かを検討します。
- ③ 加えて、業務以外による心理的負荷や個体的要因によってその精神障害を発病したものではないか否かを検討します。

以上の要件をいずれも満たした場合に、労災における業務上の疾病として取り扱われます。

※『心理的負荷による精神障害の認定基準』参照。

《参考：業務に関連して発病する可能性のある主な精神障害「ICD-10」第V章》

F2：統合失調症、統合失調型障害及び妄想性障害

F3：気分〔感情〕障害

F4：神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害

Q 8 2

具体的にどのような調査が行われるのでしょうか。

(答)

原則として、発病前おおむね6か月の間に起きた心理的負荷が生じる可能性のある業務による出来事の有無とその内容やその出来事後の状況について、労働者ご本人からお話を伺うほか、事業場、上司、同僚等にもご協力いただき、調査を行います。併せて、業務以外の心理的負荷や個体側要因がある場合には、その内容についても調査を行います。

また、ご病気の状況についても、主治医の先生へ伺うなどの調査を行った上で、総合的に判断することとなります。

Q 8 3

販売店で接客を担当していますが、最近上司が変わり、かなり強い口調で罵倒され、嫌がらせ、いじめとも受け取れる悪口も言われるようになりました。現在「うつ病」で治療していますが、労災に認定されるのでしょうか。

(答)

(基本的な考え方はQ 8 1)

ご質問のケースでは、上司の言動の内容や程度、その言動が継続する状況等について調査した上で、業務による心理的負荷を評価します。

具体的には、上司の言動が業務指導の範囲を逸脱しており、その中に人格や人間性を否定するような言動が含まれ、これが執拗に行われた場合等は、業務による強い心理的負荷があったと評価します。

精神障害

担当業務の増加、上司の交替（仕事の量・質、対人関係）

Q 8 4

自動車部品を製造する会社に勤務していますが、仕事の担当が変更になったり、上司が替わったりしたこともあり、担当業務が増えました。神経科に受診したところ「うつ病」と診断され6か月程度通院休業しましたが、労災認定されるのでしょうか。

（答）

（基本的な考え方はQ 8 1）

ご質問のケースでは、業務の困難性や能力・経験と業務内容のギャップ、時間外労働の変化の程度、仕事内容・責任の変化の程度等について調査した上で、業務による心理的負荷を評価します。また、上司が替わったことについても、その状況について調査し、心理的負荷を評価します。

具体的には、仕事量が著しく増加して時間外労働も大幅に増えるなどの状況になり、その後の業務に多大な労力を費した場合や、過去に経験したことがない仕事内容に変更となり、常時緊張を強いられる状態となった場合には、業務による強い心理的負荷があったものと評価します。

精神障害

配置転換（役割・地位の変化等）

Q 8 5

会社の総務部から営業部へ異動になったが、経験のない業務を任されたことにより、「食べられない」、「睡眠障害」、「抑うつ」等の症状が出ました。労災認定について教えてください。

（答）

（基本的な考え方はQ 8 1）

ご質問のケースでは、職種・職務の変化の程度や、配置転換の理由・経過、業務の困難性、能力・経験と業務内容のギャップ、その後の業務内容・業務量の変化等について調査した上で、業務による心理的負荷を評価します。

具体的には、過去に経験した業務と全く異なる質の業務に従事することとなったため、配置転換後の業務に対応するのに多大な労力を費した場合や、配置転換後の地位が、過去の経験からみて異例なほど重い責任が課されるものであった場合等は、業務による強い心理的負荷があったものと評価します。

Q 8 6

精神障害の労災認定基準が策定されたと聞きましたが、これまでとどのように変わったのか教えてください。

(答)

主な変更点としては、

- ① 業務による心理的負荷評価表に、これまでの判断指針では示されていなかった心理的負荷の強さを判断するための具体例を示したこと。
- ② セクシュアルハラスメントやいじめ等について、判断指針では発病前おおむね6か月間の状況のみを評価の対象としていましたが、認定基準では、これらの行為が発病前おおむね6か月以前から続いている場合には、開始時からの行為を一体として評価することとしたこと。
- ③ 判断指針では、全ての事案について、複数の精神科医の合議により医学的な意見を求めて判断していましたが、認定基準では、判断が難しい事案のみに限定したこと
などが挙げられます。

Q87

業務による心理的負荷の総合評価が「強」となれば業務上となるのですか。

また、業務による心理的負荷の総合評価が「強」で、かつ業務以外の強い心理的負荷や著しい個体側要因が認められた場合はどうなるのですか。

(答)

調査の結果、業務による心理的負荷の総合評価が「強」と認められ、業務以外の心理的負荷や個体側要因により精神障害を発病したと認められない場合は、業務上と判断することになります。

業務による心理的負荷の総合評価が「強」と認められるのは、

- ① 業務による心理的負荷を生じさせた出来事が、「業務による心理的負荷評価表」の「特別な出来事」に該当する場合
 - ② 業務による心理的負荷を生じさせた出来事が、「業務による心理的負荷評価表」に示した「強」の具体例に合致する場合
 - ③ 「強」の具体例には合致しないが、「心理的負荷の総合評価の視点」と「総合評価における共通事項」に基づき、総合評価が「強」と認められる場合
- です。

また、業務による心理的負荷の総合評価が「強」と認められる場合であっても、業務以外の強い心理的負荷や著しい個体的要因が認められる場合は、これらが発病の原因ではないといえるか、慎重に判断します。

Q 8 8

私の主人は食品会社に勤務していましたが、自宅で縊死しました。家庭内の問題もないことから、仕事以外の原因は考えられません。一年前に課長に昇進してからは深夜に帰宅することも多く、体調を崩し、心療内科に通院していました。

労災に認定されるのでしょうか。

(答)

業務が原因となって精神障害を発病し、自殺を図ったような場合には、労災認定される可能性があります。

《基本的な考え方》

労災保険では、故意による災害には保険給付はされず、自殺は一般的に故意による死亡とみなされます。

しかしながら、精神障害を発病した場合には、その病態として自殺念慮（自殺を思うこと）が出現する蓋然性（事項が起こる確実性の度合い）が高いと医学的に認められることから、業務による心理的負荷によってこれら精神障害が発病したと認められた人が自殺を図った場合には、原則として業務起因性が認められます。

すなわち、精神障害によって、正常な認識や行為選択能力が著しく阻害され、又は自殺行為を思いとどまる精神的な抑制力が著しく阻害されている状態で自殺が行われた場合には、故意による死亡とは取り扱わないこととしています。

(2) 脳・心臓疾患

脳・心臓疾患

一般

Q 89

長時間労働により「心筋梗塞」を発症して治療していますが、労災に認定されるのでしょうか。

(答)

心筋梗塞などの「心疾患（虚血性心疾患等）」（や脳梗塞などの「脳血管疾患」）については、その発症の基礎となる動脈硬化、動脈瘤等の血管病変（心臓（や脳）に酸素や栄養素等を送る動脈の病変のこと）が、主に加齢や食生活、生活環境等の日常生活による諸要因や遺伝等の要因により形成され、それが除々に進行及び増悪して発症するものですが、仕事が特に過重であったために血管病変等が支援経過を超えて著しく増悪し、その結果、心臓疾患（や脳疾患）が発症する場合があります。

このような場合には、仕事が発症に当たって、相対的に有力な原因となったものとして労災補償の対象となるものがあります。

《参考 対象疾病》

脳血管疾患

- ・ 脳内出血（脳出血）
- ・ くも膜下出血
- ・ 脳梗塞
- ・ 高血圧性脳症

虚血性心疾患等

- ・ 心筋梗塞
- ・ 狭心症
- ・ 心停止（心臓性突然死を含む。）
- ・ 解離性大動脈瘤

Q90

具体的にどのような場合に、労災に認定されるのでしょうか。

(答)

脳・心臓疾患の労災認定に当たっては、業務による明らかな過重負荷を受けたことにより発症した場合に業務上疾病と取り扱われます。

「過重負荷」とは、元々本人が持っている血管病変等の基礎的な病態が、加齢、食生活、生活環境等の日常生活のもろもろの要因により徐々に悪化していく自然経過を超えて、著しく増悪し得ることが客観的に認められる負荷のことです。

調査の結果、以下のいずれかに該当する場合、業務による明らかな過重負荷があったと評価されます。

- ①発症直前から前日までの間において発生状態を時間的及び場所的に明確にし得る異常な出来事に遭遇したこと
- ②発症に近接した時期において、特に過重な業務に就労したこと
- ③発症前の長期間にわたって、著しい疲労の蓄積をもたらす特に過重な業務に就労したこと

Q91

私の主人は義肢装具の製造会社に勤務しておりますが、「脳梗塞」で入院中です。現在も右半身の知覚異常、左顔面麻痺、両上肢筋力低下等で苦しんでいます。入院までの半年以上に及ぶ恒常的な長時間労働によるものではないかと考えています。

労災に認定されるでしょうか。

(答)

ご質問のケースでは、恒常的な長時間労働が原因ではないかということですので、認定基準に定める長期間の過重業務の認定要件に該当するか否かが問題になると考えられます。

具体的には、

- ① 発症前1か月間におおむね100時間を超える時間外労働が認められること
- ② 発症前2か月間ないし6か月間にわたって、1か月当たりおおむね80時間を超える時間外労働が認められること

のいずれかに該当する場合には、業務と発症との関連性が強いと評価されます。

その他、労働時間以外にも負荷要因がなかったかを検討して判断します。

ご質問のケースで労災に認定されるかどうかは請求をいただいた後の調査結果によりますので、このお電話でお答えすることはできませんが、お勤めの事業場を管轄する労働基準監督署で労災請求を受け付けておりますので、請求をお考えであればそちらにお尋ねください（※必要に応じ、管轄署を案内する）。

《参考 長期間の過重負荷とは》

恒常的な長時間労働等の負荷が長期間にわたって作用した場合には、「疲労の蓄積」が生じ、これが血管病変等をその自然経過を超えて著しく増悪させ、その結果、脳・心臓疾患を発症させることがあると考えられることから、脳・心臓疾患の発症との関連性において、業務の過重性を評価するに当たって、発症時における疲労の蓄積がどの程度であったかという観点から判断することとしている。

(労働時間の評価の目安)

- ・発症前1か月間ないし6か月間にわたって、1か月当たりおおむね45時間を超える時間外労働が認められない場合は、業務と発症との関連性が弱いと評価できること
- ・おおむね45時間を超えて時間外労働時間が長くなるほど、業務と発症の関連性が徐々に強まると評価できること
- ・発症前1か月間におおむね100時間又は発症前2か月間ないし6か月間にわたって、1か月当たりおおむね80時間を超える時間外労働が認められる場合は、業務と発症との関連性が強いと評価できること

Q92

私の夫は機械部品の製造会社に勤務しておりますが、「狭心症」で現在入院中です。入院の3週間前、親会社から納期が非常に短い注文があり、受注後、毎日夜12時過ぎに帰宅しており、非常に疲れた様子でした。病気の原因は長時間労働によるものだと思います。労災に認定されるでしょうか。

(答)

ご質問のケースでは、発症直前の長時間労働が原因ではないかということですので、認定基準に定める短期間の過重業務の認定要件に該当するか否かが問題になると考えられます。

具体的には、

- ① 発症直前から前日までの間の業務が特に過重であるか否か
- ② 発症直前から前日までの間の業務が特に過重であると認められない場合であっても、発症前おおむね1週間以内に過重な業務が継続している場合には、業務と発症との関連性があると考えられるので、この間の業務が特に過重であるか否かを判断します。その他、労働時間以外にも負荷要因がなかったかを検討します。

《参考 短期間の過重業務とは》

発症に近接した時期とは、発症前おおむね1週間であるが、短期間の過重業務と脳・心臓疾患の発症との関連性を時間的にみた場合、医学的には、発症に近いほど影響が強く、発症から遡るほど関連性は希薄となるとされているので、次に示す業務との時間的関連を考慮して、特に過重な業務と認められるか否かを判断することとしている。

(業務と発症との時間的関連性)

- ・ 発症直前から前日までの間の業務が特に過重であるか否か
- ・ 発症直前から前日までの間の業務が特に過重であると認められない場合であっても、発症前おおむね1週間以内に過重な業務が継続している場合には、業務と発症との関連性があると考えられるので、この間の業務が特に過重であるか否か

Q93

従業員（タクシー運転手）が勤務中に「脳内出血」で倒れ、亡くなりました。倒れる直前に、人身事故を起こし、警察から事故発生後の現場検証に立ち会っていたので、人身事故を起こしたことが原因だと考えられますが、この場合、労災になりますか。

（答）

ご質問のケースでは、倒れる直前に人身事故を起こし、それが原因ではないかというので、認定基準に定める異常な出来事の認定要件に該当するか否かが問題になると考えられます。

具体的には強度の精神的負荷を引き起こす突発的又は予測困難な異常な事態があったか否か、緊急に強度の身体的負荷を強いられる突発的又は予測困難な異常事態があったか否か、当日に急激で著しい作業環境の変化があったか否かを、調査し、判断することとなります。

《参考 異常な出来事とは》

- ・ 極度の緊張、興奮、恐怖、驚がく等の強度の精神的負荷を引き起こす突発的又は予測困難な異常な事態。
 - 業務に関連した重大な人身事故や重大事故に直接関与し、著しい精神的負荷を受けた場合などが考えられます。
- ・ 緊急に強度の身体的負荷を強いられる突発的又は予測困難な異常事態。
 - 事故の発生に伴って、救助活動や事故処理に携わったり、著しい身体的負荷を受けた場合などが考えられます。
- ・ 急激で著しい作業環境の変化
 - 屋外作業中、極めて暑熱な作業環境下で水分補給が著しく阻害される状態や特に温度差のある場所への頻回な出入りなどが考えられます。

Q 9 4

営業担当職員が出張中、ホテルで夕食後に心筋梗塞を発症し、3日後に死亡しました。発症前は何の兆候もなく、出張中のトラブルも聞いていません。なお、直近1か月の残業時間は10時間程度であり、それ以前も同程度でした。出張は1か月1回（2～3）程度で内勤がほとんどで、健康診断結果等に異常はありませんでしたが、労災として認められるのですか。

（答）

ご質問のケースでは、出張があったということですので、労働時間の負荷要因のほか、出張中の業務内容、出張の頻度、交通手段、移動時間及び移動時間中の状況、宿泊の有無、宿泊施設の状況、出張中における睡眠を含む休憩・休息の状況、出張による疲労回復の状況等の観点から検討し、業務の過重性を評価することとなります。

(3) 石綿関連疾患

石綿関連疾患 石綿肺

Q95

夫が「石綿肺」と診断され、今後、入院治療することになりました。

夫は以前建築工事会社で、はつり作業を行っていたので、その時に石綿にばく露したものだと思われますが、労災保険の給付を受けられますか。

(答)

石綿肺（石綿によるじん肺）の場合ですが、（都道府県労働局長による）じん肺管理区分（区分1～4）の決定は受けておられますか？

【受けている場合】

- ① じん肺管理区分が4と認められている場合には、業務上の疾病として取り扱われます。
- ② 管理区分2又は管理区分3と決定された人でじん肺法施行規則で定める合併症（下記ア～カ）を併発した人は、業務上の疾病として取り扱われます。

- ア 肺結核
- イ 結核性胸膜炎
- ウ 続発性気管支炎
- エ 続発性気管支拡張症
- オ 続発性気胸
- カ 原発性肺がん

【受けていない場合】

じん肺管理区分決定の申請を都道府県労働局に対して行っていただくことになります。労災保険については、この管理区分の決定を待って支給するか否かを判断することとなります。

（手続きの窓口は、所轄の都道府県労働局の健康安全課又は健康課です）

※所轄＝事業所の所在地を管轄する労働局。離職している場合は住所を管轄する労働局。

Q96

父が原発性肺がんで亡くなりました。

父は建築工事会社で、はつり作業を行っており、その時に石綿にばく露したものだと思われませんが、労災保険の給付を受けられますか。

(答)

肺がんや中皮腫等を発症し、それが石綿にばく露する作業に従事していたことが原因であると認められた場合は、労災保険給付の支給対象となります。

労災か否かの認定には、「石綿による疾病の認定基準」が定められており、これに基づき判断することになります。

また、職歴と従事していた業務内容が必要となりますので、これらをできる限り整理の上、ご相談ください。厚生年金を受給していれば、年金事務所で勤務先の履歴が確認できます。

《参考》

石綿ばく露作業に従事した労働者に発症した「原発性肺がん」(転移性のがんではないという意味です。)については、原則として、次のいずれかに該当する場合に業務上の疾病として取り扱われます。

- ① じん肺法に定める胸部エックス線写真の像が第1型以上である石綿肺の所見が得られている場合
- ② 胸部エックス線写真、胸部 CT 検査等により胸膜プラーク(胸膜肥厚斑)が認められ、かつ、石綿ばく露作業への従事期間が10年以上ある場合
- ③ 広範囲の胸膜プラーク*が認められ、かつ石綿ばく露作業への従事期間が1年以上ある場合

※広範囲の胸膜プラークとは、以下のいずれかを指します。

◆胸部正面エックス線写真により胸膜プラークと判断できる明らかな陰影が認められ、かつ、胸部 CT 画像によりその陰影が胸膜プラークとして確認される場合

◆胸部 CT 画像で、胸膜プラークの広がり胸壁内側の1/4以上ある場合

- ④ 石綿小体又は石綿繊維について一定の所見*が得られ、かつ、石綿ばく露作業への従事期間が1年以上ある場合

※石綿小体または石綿繊維の所見については、以下のいずれかであることが必要です。

◆石綿小体が乾燥肺重量1g当たり5,000本以上ある

- ◆石綿小体が気管支肺胞洗浄液 1ml 中に 5 本以上ある
- ◆5 μ m を超える大きさの石綿繊維が乾燥肺重量 1g 当たり 200 万本以上ある
- ◆1 μ m を超える大きさの石綿繊維が乾燥肺重量 1g 当たり 500 万本以上ある
- ◆肺組織切片中に石綿小体または石綿繊維がある

- ⑤ 労災の認定要件を満たすびまん性胸膜肥厚に併発した場合
- ⑥ 特定の 3 作業*に従事した期間が 5 年以上ある場合

※特定の 3 作業とは、以下のいずれかを指します。なお、平成 8 年度以降の
従事期間は実際の従事期間の 1/2 として算定します。

- ◆石綿紡織製品製造作業
- ◆石綿セメント製品製造作業
- ◆石綿吹付け作業

石綿関連疾患

中皮腫①

Q 9 7

父が中皮腫で亡くなりました。

父の勤務先は、鉄筋・鉄骨の解体を行っており、その時に石綿にばく露したと思われますが、労災保険の給付を受けられますか。

(答)

肺がんや中皮腫等を発症し、それが石綿にばく露する作業に従事していたことが原因であると認められた場合は、労災保険給付の支給対象となります。

労災か否かの認定には、「石綿による疾病の認定基準」が定められており、これに基づき判断することになります。

また、職歴と従事していた業務内容が必要となりますので、これらをできる限り整理の上、労働基準監督署へご相談ください。厚生年金を受給していれば、年金事務所で勤務先の履歴が確認できます。

《参考》

中皮腫については、原則として、次の①又は②に該当する場合には業務上の疾病として取り扱われます。

- ①じん肺法に定める胸部エックス線写真の像が第 1 型以上である石綿肺の所見が得られていること。
- ②石綿ばく露作業への従事期間が 1 年以上あること。

Q98

私の父は中皮腫の治療のため入院することになりました。父は石綿製品の製造に従事しておりました。

既に退職していますが、治療費の労災請求はできますか。

(答)

労災保険給付を受ける権利は、退職しても消滅しません。

肺がんや中皮腫等を発症し、それが石綿にばく露する作業に従事していたことが原因であると認められた場合は、労災保険給付の支給対象となります。

労災か否かの認定には、「石綿による疾病の認定基準」が定められており、これに基づき判断することになります。

また、職歴と従事していた業務内容が必要となりますので、これらをできる限り整理の上、ご相談ください。厚生年金を受給していれば、年金事務所で勤務先の履歴が確認できます。

《参考》

中皮腫については、原則として、次の①又は②に該当する場合には業務上の疾病として取り扱われます。

- ① じん肺法に定める胸部エックス線写真の像が第1型以上である石綿肺の所見が得られていること。
- ② 石綿ばく露作業への従事期間が1年以上あること。

Q99

＝労災病院に検査入院した結果、良性石綿胸水と診断されました。

私は建築現場で石綿にばく露する作業に従事していたので、病院から労災請求を勧められました。どうしたらよいですか。

(答)

石綿にばく露する作業に従事していたことが原因で発症した場合は、労災保険給付の支給対象となります。

労災か否かの認定には、「石綿による疾病の認定基準」が定められており、これに基づき判断することになります。

また、職歴と従事していた業務内容が必要となりますので、これらをできる限り整理の上、ご相談ください。厚生年金を受給していれば、年金事務所で勤務先の履歴が確認できます。

《参考》

胸水は、石綿以外にもさまざまな原因で発症するため、良性石綿胸水であるとの診断は石綿以外の原因を除外することにより行われますが、その確定診断は非常に困難であり、また、個々の患者の呼吸機能障害の程度（療養の範囲）もさまざまであることから、石綿ばく露作業の内容及び従事歴、医学的所見、療養の内容等を調査した上で判断することとなります。

Q100

夫がびまん性胸膜肥厚の診断を受けました。夫は石綿を扱う作業に従事していたことがあり、原因は石綿ではないかと思います。

労災保険給付は請求できますか。

(答)

石綿ばく露する作業に従事していたことが原因で発症した場合は、労災保険給付の支給対象となります。

労災か否かの認定には、「石綿による疾病の認定基準」が定められており、これに基づき判断することになります。

また、職歴と従事していた業務内容が必要となりますので、これらをできる限り整理の上、ご相談ください。厚生年金を受給していれば、年金事務所で勤務先の履歴が確認できます。

《参考》

びまん性胸膜肥厚については、原則として、次の①～③の全てに該当する場合に業務上の疾病として取り扱われます。

- ① 石綿ばく露作業歴が3年以上あること。
- ② 著しい呼吸機能障害があること。
- ③ 一定以上の肥厚の広がり※があること。

※胸部CT画像上に

- イ 片側のみ肥厚がある場合→側胸壁の1/2以上
- ロ 両側に肥厚がある場合 →側胸壁の1/4以上

石綿関連疾患

肺がんと食道がん

Q101

主人が肺がんと診断され、労災で治療していましたが、この度、食道がんを発症し手術をしました。今後、治療費や手術費用等のことを考えると心配です。
労災で給付してもらえますか。

(答)

肺がんについては、石綿による疾病として労災保険給付を受けられているとのことですが、現在のところ、食道がんについては、石綿による疾病の認定基準に定められている石綿との関連が明らかな疾病には含まれておりません。

ただし、肺がんが転移して食道がんを発症させた場合は労災補償の対象となります。

《参考》 石綿との関連が明らかな疾病（5疾病）

石綿肺、肺がん、中皮腫、良性石綿胸水、びまん性胸膜肥厚

石綿関連疾患

特別遺族給付金

Q102

夫は平成15年に肺がんで亡くなりました。夫は石綿を扱う作業に従事していたことがあります。
労災請求できるのでしょうか。

(答)

労災保険給付の請求にはそれぞれ時効（療養補償給付・休業補償給付は2年、遺族補償給付は5年）がありますが、平成28年3月26日までに石綿による疾病が原因で死亡した労働者の遺族であって、時効により労災保険法に基づく遺族補償給付の支給を受ける権利が消滅した方には、特別遺族給付金が支払われます。

ご主人の職歴と従事していた業務内容をできる限り整理の上、ご相談ください。厚生年金を受給していれば、年金事務所で勤務先の履歴が確認できます。

なお、特別遺族給付金の請求は、平成34年3月27日までとなっています。

《参考》

特別遺族給付金は、「石綿による健康被害の救済に関する法律」に基づく給付金です。同法は、平成18年3月27日に施行され、平成23年8月30日に改正施行されました。

Q103

特別遺族給付金の内容を教えてください。

(答)

特別遺族給付金は、平成28年3月26日までに石綿による疾病が原因で死亡した労働者の遺族であって、時効により労災保険法に基づく遺族補償給付の支給を受ける権利が消滅した方に支給を行うもので、特別遺族年金と特別遺族一時金とがあります。

特別遺族年金は、お亡くなりになった方の死亡の当時、その収入によって生計を維持していたことが要件の一つとなっており、その他、死亡当時の遺族の方の年齢等の要件を満たせば支給されることとなります。

特別遺族一時金は、特別遺族年金の受給権者がいないときに支払われます。

<確認事項>

特別遺族給付金の対象となるのは、平成28年3月26日までに石綿による疾病が原因で死亡した労働者の遺族であって、時効により労災保険法に基づく遺族補償給付の支給を受ける権利が消滅した方です。（※）遺族補償給付の時効は5年。

1 特別遺族年金

特別遺族年金は、労働者がお亡くなり（石綿による疾病が原因で死亡）になった当時、その収入により生計を維持していた方が対象となります。

その上で、亡くなった方との関係により受給者が否か判断されます。受給者となる方は、以下の通りです。

- a 妻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）
- b 夫（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）、父母、祖父母の場合：死亡当時55歳以上であること。
- c 子、孫の場合：18歳以下であること（18歳に達する日以後の最初の3月31日までにあること）。
（18歳であっても対象とならない場合あり。1月1日に18歳の誕生日を迎え、被災労働者が4月1日に亡くなった場合は対象外）
- d 兄弟姉妹：18歳以下であること（子・孫と同じ）。
- e b～dの要件に該当しない場合は、労災の障害等級5級以上

さらに、お亡くなりになった時期から一定の期間（※）において、次のイからホのいずれにも該当しないことが必要です。

イ 婚姻をしたこと(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。)

ロ 養子となったこと(直系血族、直系姻族以外、届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にある者を含む。)

ハ 離縁によって死亡労働者との親族関係が終了したこと。

ニ 子・孫、兄弟姉妹の場合は、19歳以上となったこと(18歳に達した日以後の最初の3月31日が終了したこと。)

(※)

被災者がお亡くなりになった時期	一定の期間
平成13年3月26日以前	死亡時～平成18年3月27日
平成13年3月27日～平成15年11月30日	死亡時～平成20年12月1日
平成15年12月1日～平成18年3月26日	死亡時から5年を経過した日まで
平成18年3月27日～平成18年8月29日	死亡時～平成23年8月30日
平成18年8月30日～平成28年3月26日	死亡時から5年を経過した日まで

なお、支給額は、遺族が1人の場合は年240万円、2人の場合は年270万円、3人の場合は年300万円、4人以上の場合は年330万円です。

2 特別遺族一時金

特別遺族一時金を受けることの出来る遺族は以下の通りです。

イ 配偶者

ロ 死亡労働者の死亡の当時その収入によって生計を維持していた子、父母、孫及び祖父母

ハ 上記イ・ロに該当しない子、父母、孫及び祖父母並びに兄弟姉妹

特別遺族一時金は、次の場合に支給されます。

① 被災者がお亡くなりになった後、ある特定の日(※)に特別遺族年金の受給権者がいないとき。支給額は1200万円。

② 特別遺族年金の受給権者がいなくなった場合において、それまでに支給された特別遺族年金が1,200万円未満のとき又は特別遺族給付年金の受給権者がその請求前に亡くなるなど、その権利が消滅した場合であって、他に特別遺族年金を受けることができる遺族がいないとき。支給額は1,200万円からそれまでに支給された特別遺族年金の額を差し引いた額。

(※)

被災者がお亡くなりになった時期	ある特定の日
平成13年3月26日以前	平成18年3月27日
平成13年3月27日～平成15年11月30日	平成20年12月1日
平成15年12月1日～平成18年3月26日	死亡時から5年が経過した日
平成18年3月27日～平成18年8月29日	平成23年8月30日
平成18年8月30日～平成28年3月26日	死亡時から5年が経過した日

なお、特別遺族給付金の請求は、平成34年3月27日までとなっています。

石綿関連疾患

健康管理手帳

Q104

退職前に石綿の製造作業に従事していたのですが、無料で健康診断を受けることができますと聞きました。

既に退職している場合、どこで手続きをすればよいですか。

(答)

無料の健康診断を受けるためには、まず、健康管理手帳の交付申請をする必要があります。退職している場合は、住居地の都道府県労働局に交付申請をしてください。

労働局が交付要件（医学的所見と石綿ばく露作業の従事期間）に該当するか否かを審査し、交付要件に該当する場合には健康管理手帳が交付されます。

健康管理手帳の交付を受けると、指定された医療機関で決まった時期に、健康診断を6か月に1回、無料で受けることができます。

なお、現在、石綿等を取り扱っている労働者の方については、「石綿障害予防規則」により、石綿による肺がん、中皮腫等の健康障害を早期に発見するため、事業者に対して、労働者の健康診断の実施等が義務づけられています。

(4) その他の疾病

その他の疾病

上肢障害

Q105

アイスクリーム販売店で就労していましたが、アイスクリームをすくうのに力を入れるため腕が痛くなりました。受診したところ、医師から正式な病名は聞いていませんが、手の筋が炎症を起こしているため、安静にするよう言われました。就労期間が5か月ですが、労災の対象となりますか。

(答)

病名がわからないので断定はできませんが、相談内容からしますと手や腕など（これを「上肢等」といいます）に障害が生じたものと思われます。

このような場合、労災の認定に当たっては、一定の基準を設けています。

具体的には、上肢等に負担のかかる作業に相当期間（原則6ヶ月以上としています）従事した後に発症したものであること、また、発症直前の3か月間に過重な業務に就労したことが必要となります。

なお、手首の痛み、例えば腱鞘炎等は、作業従事期間が6か月に満たない場合でも、短期間に集中的に過度の負担がかかった場合には発症することが考えられることから、労災補償の対象となる場合があります。

《参考：「上肢障害」の認定基準》

次の①～③のすべての要件を満たし、医学上療養が必要と認められる上肢障害については、業務上の疾病として取り扱われています。

- ① 上肢等^{※1}に負担のかかる作業^{※1}を主とする業務に相当期間（6か月以上）従事した後、に発症したものであること。
- ② 発症前に過重な業務に就労した^{※2}こと。
- ③ 過重な業務への就労と発症までの経過が、医学上妥当なものと認められること。

※1 「上肢等に負担のかかる作業」とは

- ①上肢の反復動作の多い作業（パソコンなどでキーボード入力をする作業）
 - ②上肢を上げた状態で行う作業（天井など上方を対象とする作業）
 - ③頸部、肩の動きが少なく、姿勢が拘束される作業（顕微鏡やルーペを使った検査作業）
 - ④上肢等の特定の部位に負担のかかる状態で行う作業（保育・看護・介護作業）
- のいずれかに該当する作業をいいます。

※2 「過重な業務に就労した」とは
＜業務量がほぼ一定している場合＞

同種の労働者よりも10%以上業務量が多い日が3か月程度続いた

<業務量にバラつきがある場合>

- ① 1日の業務量が通常より20%以上多い日が、1か月に10日程度あり、それが3か月程度続いた（1か月間の業務量の総量が通常と同じでもよい）
- ② 1日の労働時間の3分の1程度の時間に行う業務量が通常より20%以上多い日が、1か月に10日程度あり、それが3か月程度続いた（1日の平均では通常と同じでもよい）

上肢障害の代表的疾病

上腕骨外（内）上顆炎、肘部管症候群、回外（内）筋症候群、手関節炎、腱鞘炎、手根管症候群、書痙

Q106

業務で腰が痛くなり「腰痛症」と診断され治療しているが、労災と認められますか。

（答）

腰痛は、日常生活や加齢現象などでも発症する疾病ですが、労働の場において、労働者の方に発症する腰痛には、工作中的転落や転倒など負傷によるもの（これを「災害性の腰痛」といいます）と、重量物を取り扱う作業など腰部に過度の負担のかかる業務に長期間にわたって従事することにより発症するもの（これを「非災害性の腰痛」といいます）があります。

また、腰に急激な力が作用して発症するもの、例えば、

- 重量物を二人で運搬している時に一人が荷を外し急激に重量が腰に負荷された時、
 - 重量物の取扱いに当たってその物が予想に反して重かった、また逆に軽かった時、
 - 重量物の取扱いに不適当な姿勢をとった時
- などがあり、これも「災害性の腰痛」になります。

一方、非災害性の腰痛の場合は、労災認定に当たって一定の基準を設けており、労働者の方の作業態様（状態）や従事期間、身体的な条件などにより判断することになります。

・ 具体的な基準は、2つに大別されます。

- ①腰部に過度の負担のかかる業務に比較的短期間（おおむね3か月～数年以内をいいます）従事する労働者に発症した腰痛

「腰部に過度負担のかかる業務」とは、以下のような業務をいいます。

- (1) おおむね20kg程度以上の重量物又は軽重不同のものを繰り返し中腰で取り扱う業務
- (2) 腰部にとって極めて不自然ないしは非生理的な姿勢で毎日数時間程度行う業務
- (3) 長時間にわたって腰部の伸展を行うことのできない同一作業姿勢を持続して行う業務
- (4) 腰部に著しく粗雑な振動を受ける作業を継続して行う業務

- ②重量物を取り扱う業務又は腰部に過度の負担のかかる作業態様の業務に相当長期間（おおむね10年以上）にわたって継続して従事する労働者に発症した慢性的な腰痛

- 「重量物を取り扱う業務」

おおむね30kg程度以上の重量物を労働時間の1/3程度以上取り扱う業務及びおおむね20kg程度以上の重量物を労働時間の半分程度以上取り扱う業務

* 「腰部に過度の負担のかかる作業態様の業務」も上記と同程度以上の負担のかかる業務

○上記に該当する業務に長年にわたって従事した労働者については、胸椎や腰椎に著しい病的な変性が認められ、かつ、その程度が通常の加齢による骨の変化の程度を明らかに超えるものについて業務上の疾病として取り扱うこととしたもの。

Q107

夫は、先日介護の工作中、人を担いで移動させるときに腰を痛め、病院に受診しました。そのとき担いだ方が特に重い方だったので、腰に負担がかかったようです。

このような場合、労災と認めてもらえるのでしょうか。

（答）

ご質問の場合は、特に重い方を担いだときにかかった腰への負担が原因ではないかということですので、認定基準に定める災害性の原因による腰痛に該当するか否かが問題になると考えられます。災害性の腰痛とは、腰に受けた外傷によって生じる腰痛のほか、外傷はないが、突発的で急激な強い力が原因となって筋肉等が損傷して生じた腰痛を含みます。

具体的には、

- ①腰の負傷またはその負傷の原因となった急激な力の作用が、工作中的の突発的な出来事によって生じたと明らかに認められること
- ②腰に作用した力が腰痛を発症させ、または腰痛の既往症・基礎疾患を著しく悪化させたと医学的に認められること

の両方を満たす場合に労災と認められます。

実際には、腰痛を起こす要因は多種多様であるため、症状の内容及び経過、負傷又は作用した力の程度、取扱い重量物の形状、重量、作業姿勢、持続時間、回数等、性別、年齢、体格等、素因又は基礎疾患、腰部に負担のかかる作業従事歴及び従事期間等の客観的条件を総合的に調査した上で判断を行うことになります。

Q108

介護施設に勤務して5年になりますが、最近、腰痛がひどくなり、治療のため仕事を休まなければならない状態になってしまいました。要介護者の方を車いすからベッドに移す等腰に負担のかかる仕事に従事していました。労災として認められますか。

（答）

ご質問の場合は、腰に負担のかかる仕事を日々の業務で行っていたことが原因ではないかということです。認定基準に定める非災害性の腰痛に該当するか否かが問題になると考えられます。

非災害性の腰痛は2つに分類されており、これらに該当する場合は労災に認定されます。

- ① 比較的短期間（おおむね3か月以上）従事したこと等によって発症したもの。

港湾荷役作業のようにおおむね20 kg程度以上の重量物又は軽重不同の物を繰り返し中腰で取り扱う業務、柱上の配電業務のような腰部にとって極めて不自然ないしは非生理的な姿勢で毎日数時間程度行う業務。

- ② 相当長期間（おおむね10か月以上）にわたって継続して従事したことによって発症したもの。

おおむね30 kg以上の重量物を労働時間の3分の1程度以上取り扱う業務及びおおむね20 kg以上の重量物を労働時間の半分以上取り扱う業務。

実際には、腰痛を起こす要因は多種多様であるため、症状の内容及び経過、負傷又は作用した力の程度、取扱い重量物の形状、重量、作業姿勢、持続時間、回数等、性別、年齢、体格等、素因又は基礎疾患、腰部に負担のかかる作業従事歴及び従事期間等の客観的条件を総合的に調査した上で判断を行うことになります。

Q109

先日、当社の労働者が、仕事中に机の上から落ちた書類を取ろうとして、「ぎっくり腰」になり、会社を休んでいます。当人は、今年4月に入社したばかりの新入社員で事務職であり、特に重量物を運搬するような業務はありません。労災として認められるのでしょうか。

（答）

ご質問の場合では、机から落ちた書類を単に取ろうとして「ぎっくり腰」が発症したとのことですが、「ぎっくり腰」は日常生活と労働の場及び腰部に作用した力の程度にかかわらず、いわば無差別に発症することから、一般に労働との関連は薄いとされています。

しかしながら、労働に際して腰部に通常の連続動作と異なる内的な力が作用したことが医学的にもあり得るとされているため、腰部の負担を生じさせたと考えられる通常の動作と異なる動作により腰部に対する急激な力の作用が、業務遂行中に突発的な出来事として生じたと明らかに認められるものについては、業務上の疾病として取り扱うこととなります。但し、基礎疾患等が関連する場合には、その疾患等の影響も考えられるので、これらを調査して判断することとなります。

その他の疾病

疥癬

Q 110

現在、当介護施設内において疥癬が流行しており、当施設の職員も14名ほど感染しています。疥癬は、当初は一人の入居者が発症、次に他の入居者に感染し、介護のために入居者と接触した職員が感染、発症したものです。

この場合、労災保険で治療できるのでしょうか。

(答)

業務により細菌、ウイルス等の病原体による疾病に罹患した場合には、業務上疾病として労災保険法による補償の対象となります。

ご相談のケースは、疥癬（疥癬虫（カイセンチュウ）の寄生によって起こる伝染性の皮膚病）に罹患した入居者からの感染とのことですが、介護の業務のように、他の業務に比較して当該病原体の存することが明白であり、かつ、それに直接又は間接に接触する機会が当然あると考えられる場合には、一般的には業務以外の原因により罹患したとの反証がない限り業務に起因する疾病として取り扱われます。

《参考 労働基準法施行規則第35条別表第1の2第6号》

細菌、ウイルス等の病原体による次に掲げる疾病

- ① 患者の診療若しくは看護の業務、介護の業務又は研究その他の目的で病原体を取り扱う業務による伝染性疾患
- ② 動物若しくはその死体、獣毛、革その他動物性の物又はぼろ等の古物を取り扱う業務によるブルセラ症、炭疽病等の伝染性疾患
- ③ 湿潤地における業務によるワイル病等のレプトスピラ症
- ④ 屋外における業務による恙虫病
- ⑤ ①から④までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他細菌、ウイルス等の病原体にさらされる業務に起因することの明らかな疾病

これら疾病は、社会生活を営む際の様々な機会に飲食物や既に患している患者を介しても感染するものであり、これらの疾病を業務に起因したものであると認定するためには、従事した業務と発病（感染）との間の因果関係（ア 労働の場における有害因子の存在、イ 有害因子へのばく露条件、ウ 発症の経過及び病態）について、十分な調査を実施する必要があります。

その他の疾病

A型肝炎

Q111

水質調査の業務請負により出張し、エチオピアで水質調査を行っていて、A型肝炎になりましたが、労災として認められますか。

(答)

業務により細菌、ウイルス等の病原体による疾病に罹患した場合には、業務上疾病として労災保険法による補償の対象となります。

ご相談のケースは、海外出張中に「A型肝炎」に罹患したとのことですが、A型肝炎は、飲料水や食物の摂取によるA型肝炎ウイルスの感染により発症するものであり、当該肝炎が業務上の疾病と認められるためには、現にA型肝炎が流行している、あるいは感染リスクの高い地域に業務の関係からやむを得ず出張しなければならない事情があり、現地での飲料水や食事等衛生状態が十分でない作業・生活環境によって、感染したものと認められる必要があります。

したがって、感染経路、潜伏期間、臨床症状、診断及び業務との関連等の調査のほか、家族中の感染者の有無、国内の居住地及び勤務地における流行の有無等海外出張以外の地の原因によらないかについても調査の上、判断することになります。

その他の疾病

難聴

Q112

私は、50年ほど造船の仕事で、金属をハンマーで加工する作業に従事してきましたが、2年前に退職し、現在は無職です。

10年ほど前から耳がきこえづらくなり、最近は日常生活にも支障が出てきたのですが、労災として認められるでしょうか。

(答)

仕事上の著しい騒音により耳が悪くなってしまった場合には、国が定めた疾病の範囲の「著しい騒音を発する場所における業務による難聴等の耳の疾患」に該当します。

ご相談のケースは、まず、耳に残っている障害について、労災病院など専門の医療機関で検査を受けて、検査の結果、難聴との診断があれば、所轄の労働基準監督署へ請求することとなります。

請求後、署においては、金属をハンマーで加工する作業が「著しい騒音を発する場所における業務」に該当するか否か等の調査を行い、労災認定するか否かの判断をすることとなります。

なお、医療機関で検査を受けた費用については、請求できますが、当該疾病が労災と認められた場合のみ支給されます。

《騒音性難聴については認定基準により認定》

その他の疾病

熱中症

Q113

労働者が倉庫内で作業中に意識がなくなり、救急搬送したところ「熱中症」と診断されました。労災として認められますか。

(答)

熱中症とは、炎天下における屋外労働、炉前作業、ガラス製造作業、ボイラー作業、圧延作業、炭鉱の鉱山作業等高温な気候、温度の高い作業に従事した際に高温のほか湿度等の要因も加わって、体温の熱放散が困難となって体温調節機能が阻害されて起こる諸症状をいいます。

熱中症が業務上疾病と認められる一般要件は、

- ①業務上の突発的又はその発生状態を時間的、場所的に明確にし得る原因が存在すること
- ②当該原因の性質、強度、これが身体に作用した部位、災害発生後発病までの時間的間隔等から災害と疾病との間に因果関係が認められること。
- ③業務に起因しない他の原因により発病（又は増悪）したものでないこと。

であり、この3要件が認められ、「熱中症」と診断されたのであれば、業務上の疾病として、労災保険給付の対象となる可能性があります。

その他の疾病

熱中症

Q114

労働者が倉庫内で作業中に意識がなくなり救急搬送したところ「熱中症」と診断されました。節電対策により倉庫内の気温が高かったためと思いますが、労災として認められますか。

(答)

節電対策であったとしても、Q113と同様に対応。

6. 特別加入

特別加入

一般

Q115

事業主の労災保険の適用について、教えてください。

(答)

労災保険の適用対象は、国内の事業に使用される労働者であり、事業主は対象となりません。

ただし、一定の要件を満たす中小事業主については、労災保険の特別加入の承認を受ければ、労災保険給付を受けることができます。

《加入するための要件》

- ① 決められた人数以下の労働者を常時使用していること。
- ② 事業に係る労働保険関係事務を労働保険事務組合に委託していること。
- ③ 労働者以外の家族従事者などその事業に従事する者全員を加入させること。
が必要です。

《保険給付に係る留意事項》

労災保険給付は、労働者と同様に業務災害、通勤災害とも適用されますが、労災と認められるのは、特別加入する際に申請された「業務の内容」の範囲での適用になります。

例えば、経営者として行う業務による災害の場合は労災とは認められません。

また、休業についてはその負傷等による療養のために業務や作業の全部ができない場合しか認められないなど、若干の違いがあります。

特別加入の申請は労働保険事務組合を通じて行うこととなりますので、詳しくは、労働保険事務組合等にご確認ください。

特別加入

一人親方

Q116

私は大工の棟梁ですが、私も労災に加入できると聞きました。どのような手続きをしたらよいのでしょうか。また、どのような場合に給付を受けられますか。

(答)

労働者を使用しないで事業を行うことを常態としている一人親方の方については、労災保険の特別加入という制度があります。

手続きは、「特別加入団体」へ加入し、そこを通じて特別加入の申請を行います。

なお、保険給付は、建設業の場合であれば、請負契約に直接必要な行為で請負工事現場における作業であったなど一定の要件を満たす場合で、特別加入申請書に記載された「業務の具体的な内容」に記載された業務に従事していた場合に限り労災保険の給付が行われます。

特別加入できる一人親方とは、次に掲げる事業を労働者を使用しないで行うことを常態とする者をいいます。

例) 建設業の一人親方、個人タクシー業者、個人貨物運送業者、漁船による自営業者、林業の一人親方、医療品の配置販売者、再生資源取扱業者、船員法第1条に規定する船員が行う事業を行う者等

特別加入

一人親方

Q117

特別加入団体を紹介してください。

(答)

特別加入団体はあくまで都道府県労働局長が承認をしている任意の団体であるため、行政として特定の団体を紹介することはできませんが、各都道府県労働局の労働保険徴収課・室（大規模局にあっては労働保険適用課・室）にその局の管内にある団体の名簿があるので、それを閲覧していただくことは可能です。また、事業協同組合のようなところでも行っている場合がありますのでそのような団体にお尋ねいただくのも良いと思われます。

特別加入

一人親方

Q118

建設現場で働く一人親方が仕事中にけがをした場合、元請の労災保険と、一人親方で特別加入している労災保険のどちらが適用されるのですか？

(答)

ご相談の方が、当該建設現場の工事においてどのような形態で働いているのかによって適用が異なることとなります。

事業場との間に雇用契約がある場合（1日幾らの日当で働いている日雇など）は、当該事業場の労働者となり、建設工事であれば、その現場について元請事業場の労災保険が適用され、労災保険給付を行います。

しかし、事業主との契約が、使用者としての請負契約等によるものであり、事業主と使用従属関係のないような場合は労働者と認められず労災保険が適用されません。

そのため、今回のご相談のように一人親方等の特別加入をされているならば、特別加入を適用することになります。

但し、特別加入の場合は、特別加入する際に申請された「業務の内容」の範囲での適用となり、経営者として行う業務による災害の場合は労災と認められないなど、労働者の場合と若干の違いがありますのでご注意ください。

特別加入

中小事業主

Q119

中小企業の事業主は労災保険に加入できるのですか。

(答)

労働者を雇用している事業主等で、その労働者数が、例えば、小売業であれば50人以下、卸売業であれば100人以下、一定の業種以外では300人以下である場合に、特別加入の申請をして承認が得られれば、一定の範囲内で保険給付を受けることができます。

但し、その場合の手続きは、まず、事業場の全体の労働保険を事務組合に委託し、その上で、その事務組合を通じて特別加入の申請を行うことになります。

特別加入

中小事業主

Q120

事務組合を紹介してください。

(答)

事務組合はあくまで都道府県労働局長が承認をしている任意の団体であるため、行政として特定の事務組合を紹介することはできませんが、各都道府県労働局の労働保険徴収課・室（大規模局にあつては労働保険適用課・室）にその局の管内にある団体の名簿があるので、それを閲覧していただくことは可能です。また、事業協同組合、商工会議所、商工会などが行っている場合がございますので、そのような団体にお尋ねいただくのも良いと思われます。

7 年金関係

(1) 遺族（補償）給付

遺族(補償)給付

年金の請求

Q121

遺族補償給付を請求するにはどのような書類を準備したらよいでしょうか。

(答)

遺族補償給付は労働者が業務上死亡した場合、又は業務上の傷病により死亡した場合に支給されます。

請求書は「遺族（補償）年金支給請求書」（様式12号）となります。

請求書以外には、「死亡診断書」、「戸籍謄本」、「生計維持関係を証明する書類」が必要となります。

また、他の年金を受けている場合はそれを証明する書類等が必要になります。

(生計維持関係を証明する書類)

生計維持関係を証明する書類として、例えば民生委員の証明があります。お住まいの地区の民生委員にお亡くなりになった方と生計維持関係にあったことを証明していただってください。

※通勤災害についても処理は同じです。

遺族(補償)給付

前払一時金①

Q122

私は労災保険の遺族補償年金を受給しているのですが、生活に困るので、一時的に前払い金がほしいのですが、どうしたらよいのでしょうか。

(答)

遺族（補償）年金の受給権者で、希望すれば、一回に限り年金の前払いを受けることができます。これを「遺族（補償）前払一時金」といいます。

その額は、給付基礎日額の200日分、400日分、600日分、800日分、1000日分の額のうち遺族（補償）年金の受給権者が選択します。なお、支給の請求は1回だけです。

請求時期については、遺族（補償）年金の請求と同時に行うのが原則ですが、遺族（補償）年金の支給決定の通知のあった日から1年以内であれば、後でも請求できます。この場合の額については、給付基礎日額の1000日分からすでに支給した年金額を控除した額の範囲内で選択することになります。

また、前払一時金が支給されますと遺族（補償）年金は一定期間、支給停止されます。

遺族(補償)給付

前払一時金②

Q 1 2 3

60歳に達するまで、遺族補償年金は支給されないということですが、前払一時金の請求はできますか。

(答)

労働者の死亡の当時、55歳以上60歳未満の夫、父母、祖父母および兄弟姉妹で60歳に達するまで年金が支給停止されている場合（これを、若年停止といいます。）であっても、前払一時金を請求することができます。

なお、これらの者が60歳に達した後支給されるはずの年金については、すでに支給された前払一時金相当額に達するまで支給されません。

遺族(補償)給付

一時金

Q 1 2 4

遺族（補償）年金を受け取ることができる遺族がいなときは、どうなるのでしょうか。

(答)

労働者が業務上の事由により死亡した場合に、年金を受け取ることができる遺族がいなときに「遺族（補償）一時金」（遺族（補償）一時金支給請求書）が支給されます。

その額は、

- 労働者の死亡の当時、遺族（補償）年金の受給権者がいなときに「給付基礎日額」の1000日分
- 遺族（補償）年金の受給権者がすべて失権した場合に、受給権者であった遺族の全員に支払われた年金の額と「前払い一時金」（後に記述）の額の合計額が給付基礎日額の1000日分に達していないときに、その合計額と給付基礎日額の1000日分との差額となります。

Q 1 2 5

遺族(補償)年金の支給対象となる遺族とは何ですか。

(答)

支給対象者となる遺族は、労働者の死亡の当時その者の収入によって生計を維持していた配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹となります。(これを「受給資格者」といいます。)ただし、妻以外の遺族にあつては年齢などの一定の条件があります。

加えて、遺族(補償)年金は、上記の受給資格者の全員がそれぞれ受けられるわけではなく、そのうち最先順位者だけが受けることになります。(これを「受給権者」といいます。)

《年齢等要件：労働者の死亡当時》

- ・ 夫や父母、祖父母にあつては55歳以上
- ・ 子や孫にあつては、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間
- ・ 兄弟姉妹にあつては、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間または55歳以上
- ・ 上記のうち、対象年齢に該当しなくても、障害等級第5級以上の障害の状態にある者

《優先順位》

- ① 妻、60歳以上または一定障害の夫
 - ② 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子または一定障害の子
 - ③ 60歳以上または一定障害の父母
 - ④ 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫または一定障害の孫
 - ⑤ 60歳以上または一定障害の祖父母
 - ⑥ 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある兄弟姉妹、若しくは、60歳以上の兄弟姉妹または一定障害の兄弟姉妹
 - ⑦ 55歳以上60歳未満の夫
 - ⑧ 55歳以上60歳未満の父母
 - ⑨ 55歳以上60歳未満の祖父母
 - ⑩ 55歳以上60歳未満の兄弟姉妹
- の順になります。

ただし、⑦～⑩の受給権者については60歳に達するまで年金の支給が停止されます。

遺族(補償)給付

受給資格(認知)

Q126

遺族(補償)年金をもらっています。亡くなった夫には別の女性との間に子供がいます。この子が夫の子として認知された場合、労災年金の受給資格者となりますか。

(答)

認知によって死亡労働者の子として認められ、死亡当時生計維持関係が認められれば、その子は、労働者の死亡当時にさかのぼって遺族補償給付の受給権を取得できます。なお、年金の受給資格は18歳未満であることが要件となっていることに留意してください。

遺族(補償)給付

受給資格(養子)

Q127

夫の死亡後、妹の子を養子にもらったのですが、その子は遺族(補償)年金の受給資格者となりますか。

(答)

遺族(補償)年金を受け取ることができる遺族とは、労働者の配偶者、子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹であって、労働者の死亡当時その収入によって生計を維持していた者が対象となります。

したがって、労働者の死亡後に養子となった子は、配偶者の養子であり、死亡労働者の子とはならないので、受給資格者には該当しません。

遺族(補償)給付

生計維持関係

Q128

労災保険でいう生計維持とはどのようなことで判断するのですか。

(答)

「労働者の死亡の当時その収入によって生計を維持していた」か否かは、おおよそ、次のような基準で判断されています。

労働者の死亡当時において、その収入によって日常の消費生活の全部または一部を営んでおり、死亡した労働者の収入がなければ、通常的生活水準を維持することが困難となるような関係(生活維持関係)が、常態であったか否かにより判断することになります。

遺族(補償)給付

年金額①

Q129

遺族補償年金をもらえるとしたら、どれくらいもらえるのでしょうか。

(答)

遺族(補償)年金は、遺族(受給資格者)の数に応じた額の年金が支給されます。

*受給資格者については、Q83参照。

(遺族の数) (年 金 額)

1人 年金給付基礎日額の153日分(ただし、その遺族が55歳以上の妻
または、一定の障害の状態にある妻の場合は175日分となります。)

2人 年金給付基礎日額の201日分

3人 年金給付基礎日額の223日分

4人以上 年金給付基礎日額の245日分

毎年、2月、4月、6月、8月、10月、12月の6回に分けて支給されます。

遺族(補償)給付

年金額②

Q130

当初決定された年金額はずっと変更しないのですか。(年金額が変わったのはなぜですか)

(答)

年金額は、①賃金の変動に伴うスライド率の改定、②年齢階層別の最低・最高限度額の適用や改定によって変動し、加えて、遺族(補償)年金であれば受給資格者の人数による変動、傷病(補償)年金や障害(補償)年金にあつては、障害の程度の変化に伴い、傷病等級や障害等級に変更が生じた場合に行われます。

《詳細》

- ・ 年金額の計算の基礎となる給付基礎日額については、毎月勤労統計の平均給与額を基に算出するスライド率を乗じることとなっており、これにより年金給付基礎日額の改定があつた場合
- ・ この給付基礎日額については、年齢階層別の最低限度額・最高限度額が定められており、被災労働者の年齢により給付基礎日額が、この限度額の適用を受ける場合
- ・ 年齢階層別の最低限度額・最高限度額の改定があつた場合

遺族(補償)給付

年金受給者の就労

Q131

遺族補償年金の支給を受けているのですが、就労し収入があります。
年金額は減額されるのですか。

(答)

就労して収入を得ていても、遺族補償年金額が減額されることはありません。

これは、遺族補償給付が、業務災害などで亡くなられた労働者に死亡当時、扶養されていた遺族に対して、その被扶養利益の損失を補てんするために行われるものであるからです。

遺族(補償)給付

年金給付基礎日額

Q132

年金給付基礎日額とはなんですか。

(答)

- ① 給付基礎日額とは、原則として、労働基準法の平均賃金に相当する額をいいます。
- ② 平均賃金は、災害等が発生した日の直前3か月間に支払われた賃金を基に算定された額です。
- ③ 年金給付基礎日額は、被災当時の賃金により算出した給付基礎日額に基づき長期間年金を支給することとなると、年齢や賃金水準の変化による不均衡等が生じる可能性があるため、毎年、見直しをしています。

具体的には、年齢階層別に設けられた最低限度額や最高限度額および賃金水準の変動率に応じて給付基礎日額を改定することとしています。

この給付基礎日額が年金給付基礎日額になります。

《参考》

平均賃金は、原則として死傷の原因である事故が発生した日、または医師の診断により疾病にかかったことが確定した日を算定事由が発生した日（ただし、賃金締切日があるときは、算定事由が発生した日の直前の賃金締切日です。）の直近3ヶ月間にその労働者に対して支払われた賃金の総額を、その期間の総日数（休日などを含めた歴日数）で割った額となります。したがって、（3ヶ月間の1日あたりの賃金額）この額が、給付基礎日額となります。

遺族(補償)給付

転給①

Q 1 3 3

遺族(補償)年金を受給していますが、受給権者である母が亡くなりました。年金はどうなるのでしょうか。手続について教えてください。

(答)

遺族(補償)年金の受給権者が亡くなるなどした場合(これを失権といいます)は、他に受給できる方で優先順位の最も高い方が新たに受給権者として年金を受給することとなります。これを転給といいます。

この場合は「年金転給等申請書」(様式第13号)を支給決定した労働基準監督署に提出していただくことになります。

年金遺族(補償)給付

転給②

Q 1 3 4

息子が労災事故で亡くなり、私と嫁が受給資格者で嫁に遺族補償年金が支払われていました。ところが、嫁が行方不明になり年金を受け取っていません。どうすればよいのでしょうか。

(答)

遺族(補償)年金について、受給権者(年金を受ける権利を有する者)が1年以上不明である場合には、他に受給できる方で優先順位の最も高い方、(最先順位者といいます)が当該年金の支給停止申請を行うことにより、受給権者の年金が支給停止され、最先順位者に年金が支給されます。但し、この場合、年金額は1名分減額されます。

手続きは、「遺族(補償)年金支給停止申請書」に、所定の事項を記入の上、所在不明者の所在が1年以上明らかでないことを証明することができる書類(※)を添付し、「年金転給等請求書」と併せて、年金の支給決定を受けた労働基準監督署に提出することになります。

※必要な書類については個別にご確認ください。

遺族(補償)給付

失権

Q135

遺族(補償)年金は、どんなときに消滅(失権)するのでしょうか。

(答)

遺族(補償)年金の受給権者あるいは受給資格者が下記のいずれかに該当した場合は、受給権は消滅(失権)します。

- ① 死亡したとき
- ② 結婚したとき
〔婚姻(届け出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む)をしたとき〕
- ③ 直系血族または直系姻族以外の者の養子(届け出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にある者を含む)となったとき
- ④ 離縁(養子縁組の解消)によって、死亡した労働者との親族関係が終了したとき。
すなわち受給権者の子である場合には死亡労働者の養子ではなくなったとき、父母である場合には死亡した労働者の養父母でなくなったとき(養子縁組の解消)
- ⑤ 子、孫または兄弟姉妹については、18歳に達した日以後の最初の3月31日が終了したとき
- ⑥ 障害の状態にある夫、子、父母、孫、祖父母または兄弟姉妹については、その事情がなくなったとき

遺族(補償)給付

支給停止

Q136

受給権者が行方不明になった場合の年金額はどうなるのですか。

(答)

「遺族(補償)年金支給停止申請書」に基づき、当該受給権者が所在不明となった時にさかのぼって、遺族補償年金の額が再計算されます。

所在不明によって支給停止となった期間における年金の額は、所在不明者を除いた人数に応じて再計算されます。

なお、支給停止については、所在不明者の受給権まで消滅してしまうということではなく、年金の支払請求権を停止することですから、その後所在が明らかになれば、いつでも支給停止の解除の申請をすることができます。

遺族(補償)給付

特別支給金等

Q137

遺族(補償)年金の他に何かもらえるものはあるのでしょうか。

(答)

「遺族特別支給金」というものがあり、一律300万円が支給されます。

また、遺族の方が葬祭を行えば、「葬祭料」として315,000円に給付基礎日額の30日分を加えた額か、給付基礎日額の60日分の額のどちらか高い方が支給されます。(葬祭料請求書 様式第16号)

また、遺族補償年金に付加して、ボーナスなどの特別給与を算定の基礎(算定基礎年額)として年金給付と同日数分の「遺族特別年金」が支給されます。

(遺族の数) (特別年金額)

- | | |
|------|--|
| 1人 | 算定基礎日額の153日分
遺族が55歳以上または一定の障害の状態にある妻175日分 |
| 2人 | 算定基礎日額の201日分 |
| 3人 | 算定基礎日額の223日分 |
| 4人以上 | 算定基礎日額の245日分 |

《参考：遺族(補償)一時金における他の給付等》

「遺族特別一時金」が遺族(補償)一時金の受給権者に支給されます。

金額については

- 労働者の死亡の当時、遺族補償年金の受給権者がいないとき算定基礎日額の1000日分
- 遺族補償年金の受給権者がすべて失権した場合に、遺族であった全員に支払われた遺族特別年金の合計額が算定基礎日額の1000日分に達していないとき、その合計額と算定基礎日額の1000日分との差額が支給されます。

遺族(補償)給付

特別年金

Q138

ボーナスを基礎とした算定基礎年額とはなんですか。

(答)

原則として、被災日以前1年間に受けた特別給与の総額を「算定基礎年額」とし、その365日分の1が「算定基礎日額」となります。

なお、特別給与の総額が「給付基礎年額」(年金給付基礎日額×365)の20%相当額を上回る場合には、給付基礎年額の20%に相当する額が「算定基礎年額」となります。ただし、150万円が限度額です。

(2) 傷病（補償）年金

傷病（補償）年金 年金の請求

Q 1 3 9

傷病（補償）年金はどうしたらもらえるのですか。

(答)

業務上負傷等により療養をしている方が、

- ① 1年6ヶ月を経過しても、
 - ② その負傷等が治らず、
 - ③ その傷病の程度が等級表に定める等級に該当し、
 - ④ その状態が継続している場合、
- 年金給付として「傷病（補償）年金」が支給されます。

傷病（補償）年金は他の保険給付と異なり、労働者の請求を待つことなく国が職権で支給決定を行います。

そのため、休業（補償）給付の支給を受け、療養開始後1年6ヶ月を経過した方には、労働基準監督署から「傷病の状態等に関する届」（様式第16号の2）の提出を求めることとなりますので、医師の診断書などを添えて所轄の監督署に提出していただくことになります。

なお、傷病（補償）年金が支給されることになった場合は、療養（補償）給付は継続して支給されますが、休業（補償）給付は支給されません。

○傷病等級第1級	当該傷病の状態が継続している期間1年につき、	
	年金給付基礎日額の	313日分
○傷病等級第2級	〃	277日分
○傷病等級第3級	〃	245日分

傷病（補償）年金 受給権者の死亡

Q 1 4 0

夫が傷病（補償）年金を受給しているのですが、死亡した場合に年金はどうなるのでしょうか。

(答)

（傷病（補償）年金をもらっている方が亡くなった場合、）現在、支給されている傷病（補償）年金を受けることとなった傷病が原因で亡くなった場合には遺族補償給付が支給されることになります。

逆に、その傷病と関連性がない別の原因で亡くなられた場合は支給されないことになります。

したがって、遺族補償給付が支給されるかどうかは、亡くなられた原因によって判断されますし、年金受給者が死亡されたことによる手続きが必要となります。（Q121参照）

傷病（補償）年金

年金受給者の解雇

Q141

私は傷病補償年金を受給している者ですが、会社から解雇通知がきました。どうなるのでしょうか。

（答）

たとえ会社を解雇された後でも、傷病補償年金は継続して受給することができます。なお、使用者は、労働者が業務上負傷し又は疾病にかかり、療養のために休業する期間及びその後30日間は、解雇してはならないとされています（労働基準法第19条）が、傷病（補償）年金を受給している方が療養開始後3年を経過している場合は、この解雇制限は解除されます。

但し、労働基準法第19条の規定は、通勤災害には適用されません。

※参考

打切補償とは、療養開始後3年を経過しても傷病が治らない場合において、使用者が平均賃金の1,200日分を支払った場合は災害補償を行わなくてもよいとするもの。使用者が打切補償を支払った場合、労働基準法上の解雇制限が解除されます。

この労働基準法上の解雇制限と傷病（補償）年金との関係については、労災保険法第19条で規定されています。

- 療養開始後3年を経過した日において、傷病（補償）年金を受けている場合は療養開始後3年を経過した日において
 - 療養開始後3年以上経過した日以後に、傷病（補償）年金を受けることとなった場合は、傷病（補償）年金を受けることとなった日において
- 使用者は打切補償を行ったものとみなされ、解雇制限が解除されます。

傷病（補償）年金

特別支給金等

Q142

傷病（補償）年金以外に支給されるものがありますか。

（答）

「傷病特別支給金」というものがあり、等級によって定まった一時金が支給されます。

- 傷病等級第1級 114万円
- 傷病等級第2級 107万円
- 傷病等級第3級 100万円

また、傷病補償年金に付加して、ボーナスなどの特別給与を算定の基礎（算定基礎年額）として年金給付と同日数分の「傷病特別年金」が支給されます。

(3) 障害（補償）給付

障害（補償）給付

受給権者の死亡

Q 1-4-3

夫は障害（補償）年金を受給（7級併合：頸椎捻挫、腰椎捻挫）していたのですが、最近、業務以外の私病で死亡しました。遺族が障害（補償）年金を引き継ぐことができるのですか。

(答)

障害（補償）年金の受給要件については、受給しているご本人が存命している期間に本人の障害に対して支給している年金であることから、ご本人が亡くなられた時点で失権し、その遺族が障害（補償）年金を引き継ぐということはできません。

ただし、すでに支給された障害（補償）年金及び障害（補償）年金前払一時金の額の合計額が障害等級に応じて定められている額に満たないときは、その差額に相当する額について、死亡労働者のご遺族に対し、障害（補償）年金差額一時金として支給されます。

この場合は「障害（補償）年金差額一時金支給請求書」を戸籍謄本など必要な書類を添えて、所轄労働基準監督署長に提出していただくことになります。

障害（補償）給付

再発

Q 1 4 4

障害（補償）年金を受給中に傷病が再発し、療養が必要となりました。年金はどうなるのでしょうか。

(答)

障害（補償）年金を受ける原因となった傷病が再発し、再び療養を必要とする状態になった場合には、障害補償年金の支給は停止され、必要な療養（補償）給付と休業（補償）給付が行われます。

手続きについては、年金の支給決定を受けた労働基準監督署に「障害（補償）年金受給者再発届」を届けるとともに、療養を受ける労災指定病院に「療養（補償）給付たる療養の給付請求書」を提出していただくことになります。

障害（補償）給付

新たな傷病

Q145

障害補償年金を受給しているのですが、別の会社に就職し新たに業務災害により負傷した場合、治療や休業補償は受けられるのですか。

（答）

新たな業務災害により、療養が必要になり、また、そのために賃金を受けられない場合は、療養補償給付及び休業補償給付の対象となります。

障害（補償）給付

新たな障害

Q146

過去に業務災害による負傷のため、障害補償一時金を支給されたのですが、新たな業務災害により既存障害と同一の部位について障害が加わった場合の補償はどうなるのでしょうか。

（答）

業務又は通勤災害により新たな障害が加わり、障害等級表上、現存する障害が既存の障害より重くなったことを「加重」といいます。この場合の給付額については、加重の結果が、

- ① 8級以下に該当する場合は、新たな障害の該当する障害補償の一時金の額（日数）から、既存障害の該当する障害補償の一時金の額（日数）を控除した額（一時金）が支給されます。
- ② 7級以上に該当する場合は新たな障害の該当する障害補償の年額（日数）から既存障害の該当する障害補償の一時金額（日数）の25分の1を控除した額（年金）が支給されます。

障害（補償）給付

受給権者の就職

Q147

障害（補償）年金を受けているのですが、就職した場合、年金は減額などされるのでしょうか。

（答）

障害（補償）年金は、被災労働者の業務上の事由による残存障害に係る稼得能力の補填を目的として給付するものであるため、就労し収入を得ても、障害（補償）年金を受けている障害の状態が存続する限り、年金額が減額されたり、障害（補償）年金の受給資格がなくなるというようなことはありません。

Q148

労災保険の障害等級と身体障害者手帳の障害等級の違いは何ですか。

（答）

労災保険の「障害等級」と身体障害者手帳の「障害等級」は、それぞれ制度が異なり、制度ごとに基準を設けているため等級決定に差異が生じることになります。

《詳細》

身体障害者手帳の等級は、身体障害者福祉法による「身体障害者障害程度等級表」に示された要件に該当するか否か判断し、決定される等級ですが、労災保険の障害等級は、労働者災害補償保険法により、労働能力のそう失の程度に応じて格付けされた「障害等級表」に示された要件に該当するか否か判断し決定される等級です。

(4) その他

その他

支給開始時期

Q149

労災年金は支給事由が生じた日から支給されるのですか。

(答)

労災年金は支給事由が生じた日の属する月の翌月から支給されます。

たとえば、平成24年1月10日に支給事由が生じた場合は、2月および3月分の年金が4月に支給されます。

その他

支給事由

Q150

年金証書の「支給事由が生じた」とはどういうことですか。

(答)

「支給事由が生じた」とは、労災年金を受ける権利が生じたということで、

- 傷病（補償）年金においては、療養の開始後1年6ヶ月を経過していて、かつ傷病の程度が傷病等級第1級～第3級に該当するとき
 - 障害（補償）年金においては、傷病が治癒した後身体に障害が残り、その障害の程度が障害等級第1級～第7級に該当するとき
 - 遺族（補償）年金においては、業務災害や通勤災害が原因となった傷病で死亡したとき
- のことを言います。

その他

年金の支払期日①

Q151

労災年金の支払期日について具体的に教えてください。

(答)

(支払い期月)	(支払日)	(支給対象月)
2月	2月15日	前年12月、1月
4月	4月15日	2月、3月
6月	6月15日	4月、5月
8月	8月15日	6月、7月
10月	10月15日	8月、9月
12月	12月15日	10月、11月

支給額については、年金等年額の6分の1ずつ支給されます。

なお、支払日が土、日、祝日の場合は、その日の直前の金融機関等の営業日となります。

その他

年金の支払期日②

Q152

明日は年金の支払日ですが、明日必ず銀行口座に入金されるのですか。

(答)

まずは支払予定となっているか否かを確認する必要があるので、年金証書番号等を伺います。

(検索後)○月の支払予定となっているので、明日銀行口座に振り込まれると思います。が、時間までは分かりかねますのでご容赦願います。

なお、振り込まれないなどの状況があった場合はお問い合わせください。

その他

送金通知書

Q153

労災年金を郵便局の現金払いでもらっているのですが、「送金通知書」を紛失してしまいました。どうしたらいいのでしょうか。

(答)

紛失等の事由で「送金通知書」がない場合は、年金を受け取ることができませんので再発行の手続きが必要となります。

最寄りの労働基準監督署に備えてある「年金給付金送金通知書亡失（き損）届（労災年金用）」の用紙に所要事項を記入し、支払いを受けることになっている郵便局で、年金が未払いであることの証明を受けてから、厚生労働省労働基準局労災補償部労災保険業務課（〒177-0044練馬区上石神井4-8-4）へ提出（郵送）してください。

《考え方》

年金の受け取りについて、郵便局の窓口での現金払いで希望されている方に限り、支払期の都度、労災保険業務課から送られてきた「送金通知書」と交付されている「年金証書」を郵便局に提示して現金での支払いを受けられることになっています。

その他

年金証書①

Q154

「年金証書」を紛失してしまったのですが、再発行できるのでしょうか。

(答)

「年金証書」は年金の受給権者であることの証明書であり、各種の手続きの際に必要となる大切なものです。

「年金証書」を紛失したり、著しく破損したときは、速やかに年金の支給決定を受けた労働基準監督署へ「年金証書再交付申請書」を提出して再交付してもらってください。

なお、後で紛失した「年金証書」が見つかった場合、その見つかった「年金証書」を返納していただくことになります。

その他

年金証書②

Q155

「年金証書」が、各種の手続きの際に必要となるということですが、どのようなときに必要となるのですか。

(答)

次の場合に「年金証書」が必要となります。

- 年金の支払いを郵便局の窓口において現金で受け取るとき
- 所在不明により、遺族（補償）年金の支給が停止されていた受給権者が、支給停止の解除申請をするとき
- 傷病（補償）年金受給権者が、最初の療養の給付を受けようとするとき、または、療養の給付を受けている指定病院等を変更するとき
- 年金を受ける権利が消滅したとき
- 氏名を変更したとき
- （独）福祉医療機構から労災年金担保資金貸し付けを受けるとき

その他

受給権者の海外移住（帰国の場合も同様）

Q156

労災年金を受けている者ですが、今度海外移住（帰国）することになりました。外国に移住（帰国）しても年金は受けられるのでしょうか。受けられるとしたら、どうすればよいのでしょうか。

(答)

年金を受けている受給権者が海外に移住しても、労災年金は支給されます。

移住する場合は、年金の支給決定を受けた労働基準監督署に対して、住所、支払金融機関の変更手続きを行う必要があります。

その際、移住前に移住先の住所、支払金融機関が分かっている場合であっても、お手数をおかけいたしますが、正確性を期するため、移住先に着いて、実際に住所登録または銀行を指定した後で、速やかに労働基準監督署に「年金たる保険給付の受給権者の住所・氏名、年金の支払金融機関等変更届」を提出していただくことになります。

なお、届け出の際の住所、金融機関については可能な場合はアルファベット、困難な場合は正式な原語で、氏名についてはアルファベットで、記入していただくことになりますのでご注意ください。

その他

定期報告書①

Q157

「定期報告書」の提出について教えてください。

(答)

「定期報告書」は年1回送付されますので、必要事項を記入のうえ添付書類と併せて返信用窓空き封筒に入れて提出期限までに提出（送付）してください。

また、返信用窓空き封筒には提出先の労働基準監督署名と所在地をあらかじめ印字してありますが、差出人氏名・住所等については忘れずに記入のうえ送付してください。

★6月の提出の受給権者（被災労働者が1月～6月生まれ）には5月上旬に送付し、6/1～6/30までに提出

★10月の提出の受給権者（被災労働者が7月～12月生まれ）には9月上旬に送付し、10/1～10/31までに提出

*「定期報告書」は、正確には「年金たる保険給付の受給権者の定期報告書」と言います。

その他

定期報告書②

Q158

「定期報告書」の裏面（「定期報告入力帳票(年金)」）はどうすればよいのですか。

(答)

「定期報告入力帳票（年金）」については、受給権者の方は記入していただくことはありませんので、そのままの状態でご提出ください。

「定期報告書」の送付の際は、「定期報告入力帳票（年金）」の下部に印字されている返信用あて名が表になるよう、折り曲げ位置で折り、返信用封筒に封入して送付してください。

その他

定期報告書③

Q159

「定期報告書」を提出しないとどうなりますか。

(答)

「定期報告書」については、提出期限までに提出されないときは、労災年金の支払いが差し止められることとなりますので、必ず期限までに提出してください。

なお、特別な事情があつて期限までに提出できない場合には、その理由をハガキまたは手紙により年金の支給決定を受けた労働基準監督署へ連絡してください。

その他

定期報告書④

Q160

「定期報告書」が届きませんがどうしたらよいですか。

(答)

支給決定した労働基準監督署又は最寄りの労働基準監督署へ連絡いただき「定期報告書」の用紙をもらってください。

その他

定期報告書⑤

Q161

「定期報告書」の添付書類を教えてください。

(答)

送付した定期報告書の「添付書類」欄に提出いただく資料を記載していますのでご覧ください。

その他

定期報告書⑥

Q162

定期報告書を送付しようとしたが見つかりません。どうしたらよいのでしょうか。
(用紙を再送付してもらえますか)

(答)

年金の支給決定を受けた労働基準監督署に電話をして、用紙の送付を依頼してください。

(該当の労働基準監督署の電話番号を合わせて伝える。)

その他

定期報告書⑦

Q163

遺族(補償)年金用の定期報告書に添付する厚生年金の年額を証明する書類は、あくまでも「年額」を明示したものでなければならないのでしょうか？支払月の通知書で代替できますか？

(答)

直近の支払月分の振込通知書で構いません。(6倍すれば年額が把握できるため。)

その他

定期報告書⑧

Q164

定期報告書に添付する、厚生年金の年額を証明する書類（振込通知書）を紛失してしま
ったが、どうすればよいでしょうか。

(答)

厚生年金の関係書類なので、該当の年金事務所に問い合わせてください。

その他

定期報告書⑨

Q165

定期報告書（遺族用）が手元に届きましたが、「厚生年金保険等受給関係」欄の⑬・⑭の
記入の仕方を教えて下さい。

(答)

厚生年金等の⑬欄については「年金額改定通知書」に記載されている金額を、また⑭
欄については同通知書にある年月日を記入してください。

その他

定期報告書⑩

Q166

住民票コード入りの住民票を提出すれば、住民票写しの添付は、今後一切不要となりま
すか。

(答)

定期報告書への住民票の写しまたは戸籍の抄本の添付は、受給権者ご本人の住民票コー
ドに変更がない限り、必要ありません。

その他

定期報告書⑪

Q167

私の住民票コードを教えてください。

(答)

住民票コードを教えることは、住民基本台帳法で定められた目的以外の利用となるため、
ご本人様であっても、教えることはできません。住民票コードをお知りになりたい場合は、
市区町村にお問い合わせください。

その他

定期報告書⑫

Q168

なぜ私は住民票の写しの添付が省略にならないのですか。

(答)

住民基本台帳ネットワークシステム（住基ネット）と厚生労働省における保険給付等を行うシステムの情報が完全一致した人については、住基ネットより住民票コードの情報提供を受けることができましたので、今回から住民票の添付が省略となりますが、完全に一致しなかった人については、住基ネットより住民票コードの情報提供が受けられないことから、住民票コード入りの住民票の写しにより確認する必要があるためです。

その他

定期報告書⑬

Q169

住民票コード入りの住民票の写しを取得するには、どのようにすればよいですか。

(答)

市区町村の窓口にて、「住民票コード入りの住民票の写し」を指定して請求してください。手数料は、市区町村によって異なります。

年金

定期報告書⑭

Q170

すでに住民票の写しを取得してしまいました。住民票コード入りのものを取りなおした方がよいですか。

(答)

住民票コード入りの住民票の写しを添付していただければ、翌年度以降の定期報告時において、住民票の写しまたは戸籍の抄本の添付が不要となります。

しかしながら、住民票コード入りの住民票の写しの添付は強制ではありませんので、すでに住民票の写しを取得されているのであれば、改めて取りなおしていただく必要はありません。

年金

定期報告書⑮

Q171

住民票コード入りの住民票の代わりに、市区町村から届いた「住民票コード通知書」等を提出してもよいですか。

(答)

住民票コード通知書等では、受給権者ご本人の生存状況が確認できないため、住民票コード入りの住民票の写しの代わりに住民票コード通知書等を提出することはできません。

なお、住民票の写し（住民票コードが入っていないもの）の提出に併せて、住民票コード通知書等、受給権者の住民票コードを確認できる書類を添付していただく場合は、次回から住民票の写しまたは戸籍の抄本の添付が不要となります。

また、住民票コード通知書等に受給権者以外の同一世帯の人の住民票コードが記載されている場合は、受給権者以外の情報を塗りつぶしてご提出ください

その他

定期報告書⑯

Q172

住民票コード入りの住民票の写しを取得しなくても自分の住民票コードを知っているので、定期報告書の余白に書いて提出してもよいですか。

(答)

住民票コードは、ご本人のものであるかを客観的に確認する必要があるため、住民票コード入りの住民票の写しを添付してください。

その他

定期報告書⑰

Q173

私は遺族（補償）年金の受給権者ですが、定期報告書への住民票の写しの添付は省略にならないのですか。

(答)

遺族（補償）年金の受給権者の人については、受給資格者が複数名いらっしゃる場合に同一生計にあるかどうか（同一の住所地に居住しているか）を確認する必要がありますので、これまでどおり住民票の写しを提出してください。

その他 定期報告書⑱

Q174

なぜ住民票コード入りの住民票の写しが必要なのですか。

(答)

住基ネットによる本人確認ができた人については、住民票の写しまたは戸籍の抄本の添付が不要となりますが、この本人確認を行うためには住民票コード入りの住民票の写しが必要のためです。

その他 定期報告書⑲

Q175

なぜ厚生労働省は、住基ネットから私の個人情報を取得できるのですか。

(答)

住民基本台帳法（第30条の7第3項）の規定により、厚生労働大臣は、労働者災害補償保険法に定める業務災害または通勤災害に係る保険給付の支給に関する事務のため、住基ネットから本人確認情報の提供を受けることができることとなっています。

その他 定期報告書⑳

Q176

私の個人情報が他の目的に使われることはないのですか。

(答)

厚生労働省では、住民基本台帳法に定められた目的以外で、あなたの住民票コードや本人確認情報を利用することはありません。

また、厚生労働省では、厚生労働省情報セキュリティポリシーに則り、個人情報の保護・管理を徹底しており、あなたの個人情報を他の目的に使用することはありません。

その他 定期報告書㉑

Q177

定期報告書は省略にならないのですか。

(答)

同一の事由により厚生年金保険の障害厚生年金等が支給されているかどうか等受給権者の現況を確認する必要があるため、定期報告書の提出は省略とはなりません。

その他

支払差止め

Q178

年金の支払差止めとはなんですか。

(答)

労災年金については、受給権者の住所、受給権の内容などを正確に把握することが、年金の支払事務の適正処理の観点から必要となります。

このため、受給権者に対して保険給付に関し必要な事項を記載した「定期報告書」を提出していただくこととなります。

この定期報告書の提出について、文書による督促等、注意喚起を行ってもなお正当な理由なく提出を怠った場合には、年金の支払いを一時差し止める処理を行うこととなります。

また、以下のような届け出を正当な理由なく怠った場合にも、年金が受給権者に正確に払われなかったりするおそれがあるため、年金の支払いを一時差止め等の必要な処理を行うこととなりますのでご注意ください。

○年金の支給内容等に変更があった場合

- ①同一の事由により支給されている厚生年金等の支給に変更があった場合、
- ②傷病(補償)年金及び障害(補償)年金については障害の程度に変更があった場合、
- ③遺族(補償)年金については受給資格者の数に変更があった場合、受給権者が死亡した場合
- ④受給権者の氏名、住所に変更があった場合
- ⑤年金の払い渡しを受ける金融機関または郵便局に変更があった場合

上記に該当する事由が生じた場合には、年金に係る変更届等を遅滞なく支給決定を受けた労働基準監督署に届け出ていただく必要があります。

なお、この年金の一時差止めは、その差し止め事由が解消されれば、当然、差し止められていた年金が支払われることとなります。

その他

内払調整

Q179

労災の障害（補償）年金をもらっていたのですが、少し前から厚生年金の障害厚生年金をもらっています。労働基準監督署への手続きは遅れてしまい未だしていません。この場合、受給していた労災年金を一度に返さなくてはならないのでしょうか。

（答）

労災年金と同一の事由により他の社会保険から年金が支給される場合、労災年金の額を減額して支給されることになっています。

質問の件は、同一の事由により厚生年金を受給していますので、労災年金は減額されることとなります。

ただし、年金を返してもらうのではなく、払い過ぎの給付額を将来に支給される給付額から過払い分として差し引いて支給することになります。

これを「内払い調整」といいます。

具体的には、1期分（2ヶ月分）の年金額の2分の1の金額を限度として、每期分より減額されることになり、その減額した額の合計額が払い過ぎの額に達するまで調整されることとなります。

内払い調整によって、年金額が減額して支払われるときには、「労災保険年金等支払い額についてのお知らせ」によって、調整が行われる支払期月に通知されます。

その他

未支給請求

Q180

傷病（補償）年金を受けていた者が死亡しましたが、どのような手続きが必要ですか。

（答）

まずは死亡届（正式名「年金等受給権者死亡届」：年金申請様式第6号）を提出してください。

なお、その後の手続きについては、支払が済んでいない年金がある場合は「未支給年金支給請求書」を提出いただくこととなり、また、年金が払い過ぎの場合には、過払い分の年金を返還していただくこととなります。

また、亡くなった原因がその傷病による場合には、遺族（補償）年金を受給することができますので、返還いただく過払金を充当し、遺族（補償）年金をお支払いすることとなります。

その他

過誤払金の充当

Q 1 8 1

傷病（補償）年金を受けていた者が、その傷病が原因で死亡し遺族が遺族（補償）年金を受給することになりましたが、手続きが遅れ傷病（補償）年金を1ヶ月分多くもらってしまいました。この場合どうなるのですか。

（答）

労災年金の受給権者が亡くなったことにより、過払い分の年金給付がある場合は、当該過払い分の年金給付に係る金額を返還していただく必要がありますが、亡くなられた後にも、労災保険から支払われるべき保険給付があるときは、国は保険給付として支払われる金額を返還金に充当することができます。

お尋ねのケースについて、具体的には、傷病（補償）年金を受けている方の傷病が悪化し、それが原因で亡くなられた場合には、遺族（補償）年金、遺族（補償）一時金、葬祭料などが、返還してもらうべき金額に充当されることになります。

＊このケースで亡くなられた後に支給される保険給付が2種類（遺族（補償）年金と葬祭料）あるときは、年金給付から優先して返還金に充当することになります。

その他

差押え

Q 1 8 2

労災年金は差し押さえられることはあるのですか。

（答）

労災年金は差し押さえられることはありません。

労災保険は被災労働者やその遺族に対して、必要な保険給付を行うことにより、保護することを目的としています。

このため、保険給付を受ける権利は確保されなければならない、その権利を譲り渡したり、担保にしたり（例外としてQ 1 8 9の労災年金担保貸付制度がある）、または差し押さえることができないとされています。（労災保険法第12条の5）

その他

就学等援護費

Q183

遺族年金を受給していますが、子どもの学資への援助はありますか。

(答)

原則、大学や高専以下に通うお子様がいれば支給されます。

具体的には、業務災害又は通勤災害により死亡した労働者等の子弟で、学資の支弁が困難な者に、学校の種別によって、就学援護費が支給されます。

小学校に在学する者	月額 12,000円
中学校に在学する者	月額 16,000円
高等学校に在学する者	月額 18,000円
通信制大学に在学する者	月額 30,000円
大学・高等専門学校に在学する者	月額 39,000円

*「学資の支弁が困難な者」の目安は、給付基礎日額が一定額以上等の要件による。

また、(同一生計にある者が)就労のため未就学児童を保育所、幼稚園に預けており、保育に係る費用を援護する必要があると認められる者に対して、当該保育児童1人につき月額12,000円の就労保育援護費が支給されます。

いずれの場合も、「労災就学等援護費支給・変更申請書」(様式第1号)を保険給付の支給決定を行った労働基準監督署に提出いただくこととなります。

その他

厚生年金保険等との調整①

Q184

労災年金をもらっているのですが、今度、同一の事由で厚生年金をもらうことになりました。どうなるのでしょうか。

(答)

労災年金が調整されます。

具体的には、労災保険の年金に一定の調整率を掛けて減額することにより、調整を行うことになります。

この場合には、厚生年金等はそのまま全額支給されることになります。

ただし、この減額に当たっては、調整率を掛けた労災年金の額と厚生年金等の年金額の合計が、調整前の労災保険の年金額より低くならないよう考慮されています。

《調整の考え方》

これは、両制度からの年金が、未調整のまま支給されますと、まず、年金の合計額が、被災前に受けていた賃金に比べて非常に高額になってしまうこと、また、費用（保険料）の重複負担、つまり、保険料負担について、厚生年金保険等は被保険者と事業主とが折半で、労災保険は事業主が全額負担をしていることから、事業主の二重負担の問題が生じてしまうからです。

新厚生年金等の調整率

労 災 年 金		障害補償年金 障 害 年 金	遺族補償年金 遺 族 年 金	傷病補償年金 傷 病 年 金	休業補償給付 休 業 給 付
社会保険 の 種 類	併給される 年 金 給 付				
厚生年金 及び 国民年金	障害厚生年金 及び 障害基礎年金	0.73	—	0.73	0.73
	遺族厚生年金 及び 遺族基礎年金	—	0.80	—	—
厚生年金	障害厚生年金	0.83	—	0.86	0.86
	遺族厚生年金	—	0.84	—	—
国民年金	障害基礎年金	0.88	—	0.88	0.88
	遺族基礎年金	—	0.88	—	—

(旧厚生年金等の調整率)

労 災 年 金		障害補償年金 障 害 年 金	遺族補償年金 遺 族 年 金	傷病補償年金 傷 病 年 金	休業補償給付 休 業 給 付
併給される 年 金 給 付					
旧厚生 年金	旧障害厚生 年金	0.74	—	0.75	0.75
	旧遺族厚生 年金	—	0.80	—	—
旧国民 年金	旧障害年金	0.89	—	0.89	0.89
	旧母子年金、 旧準母子年金	—	0.90	—	—
旧船員 保険	旧障害年金	0.74	—	0.75	0.75
	旧遺族年金	—	0.80	—	—

その他 厚生年金保険等との調整②

Q185

夫が亡くなり遺族厚生年金をもらっているのですが、このたび、長男が労災事故で死亡し遺族（補償）年金をもらうことになりました。この場合の年金は調整されるのでしょうか。

(答)

労災年金は、同一事由によって厚生年金等からも年金が支給された場合に、二重の損害の補てんを防ぐため、労災年金の額について調整（減額）することになっています。

ご質問の場合、それぞれの年金の支給事由は、遺族（補償）年金は長男の労災事故により、また、遺族厚生年金は夫の死亡によりと、それぞれその事由が異なることから、調整の対象とはなりません。

その他

厚生年金保険等との調整③

Q186

障害（補償）年金と障害厚生年金をもらっており、労災年金が調整されて支給されていました。今回、老齢厚生年金をもらうことになったのですが、この場合どうなるのでしょうか。

（答）

老齢厚生年金を選択し裁定された場合、老齢厚生年金と障害補償年金とではそれぞれ支給事由が異なりますので、障害（補償）年金は調整されずに全額支給されることになります。

この場合、障害（補償）年金の支給決定を受けた労働基準監督署に「厚生年金保険等の受給関係変更届」（様式第 20 号）に所要事項を記入し、老齢厚生年金の裁定通知書（写し）又は老齢厚生年金証書の写しを添えて届け出ることになります。

その他

厚生年金保険等との調整④

Q187

現在、労災の障害（補償）年金を受けていますが、日本年金機構から障害厚生年金の裁定通知がありました。労災の方には何か手続きが必要と聞いていますが、どのようにすればよいのでしょうか。

（答）

年金の支給決定を受けた監督署に届けが必要です。

届け出の用紙は、最寄りの監督署でも入手できますが、「厚生年金保険等の受給関係変更届」（様式第 20 号）に所要事項を記入し、その裁定通知書の写し又は障害厚生年金証書の写しを添付して、提出していただく必要があります。

今回のように、労災年金の支給決定を受けた後で、厚生年金保険等の社会保険から労災年金と同じ支給事由で年金が支給されることとなったとき以外に、「厚生年金保険等の受給関係変更届」の提出が必要な場合は、次のとおりです。

- ・ その社会保険から支給される年金の額に変更があったとき
- ・ その社会保険から年金が支給されなくなったとき（老齢年金を選択したとき等）

厚生年金保険等の社会保険の新規裁定又は変更裁定があったにもかかわらず、届出が遅れると、労災年金が減額調整されないまま支払われ、過払いとなります。この過払い分は内払い調整により回収されますので、ご注意ください。

その他

生命保険金との調整

Q188

労災保険給付の支給が決定され、遺族補償年金をもらえることになったのですが、同時に生命保険金ももらえることになりました。この場合、労災年金は減額されるのでしょうか。

(答)

民間の生命保険金を受給したとしても労災保険の給付額は減額されません。

《考え方》

労災保険給付は、被災した労働者や遺族が受けた労働能力の損失や被扶養利益の損失などの稼得能力の損失に対する補てんが対象となっており、一方、生命保険については、過去の判例等で「生命保険契約に基づき給付される保険金は、すでに払い込んだ保険料の対価」ということが解されている。

したがって、労災保険給付とその対象が異なることから、労災保険は減額されることはありません。

その他

労災年金担保貸付①

Q189

独立行政法人福祉医療機構が行っている、労災年金担保貸付について教えてください。

(答)

(独)福祉医療機構が年金受給権者に対して受給権を担保に小口の資金を借りることができることです。

ただし、前払一時金を受領したことによって年金の支給が停止されている場合はご利用できません。

また、生活保護受給中の方、または過去に労災年金担保融資を利用中に生活保護を受給し、生活保護の廃止後5年間を経過していない方はご利用できません。

《労災年金担保資金貸付事業》

- 担保 労災年金の受給権（特別年金、労災就学等援護費は対象外）
- 貸付限度額 10万円～250万円（1万円単位。ただし、資金使途が「臨時生活資金」の場合は100万円が限度額となります。）
受けている年金額の年額以内
1回あたりの返済額の1.5倍以内
- 返済方法 支給される年金のうち、借入申込者ご本人に指定いただいた額（定額。1万円単位）を返済に充てることができます。
- 貸付利率 0.9%
- 保証人 連帯保証人（審査基準あり）が必要です。

※信用保証機関（（財）年金融福祉サービス協会）に保証料を支払うことにより、信用保証制度を利用することができます。利用要件は金融機関の窓口でご確認ください。

(独)福祉医療機構

TEL 03-3438-0224

HP <http://hp.wam.go.jp/>

または、「独立行政法人福祉医療機構代理店」と表示された金融機関（都市銀行、地方銀行、国民生活金融公庫等）にお問い合わせください。

その他

労災年金担保貸付②

Q190

当該融資を受けるため金融機関へ行ったところ、労災年金額が分かる書類として支払額証明書の提出を求められましたがどうしたらよいでしょうか。

(答)

当該融資に当たって、支払額証明書はなくても申し込みができる(*)こととなっています。金融機関の方から(独)福祉医療機構へ電話で確認してもらってください。

*注意：申し込みができることであり、貸付ができると誤解されないように注意が必要です。

その他

労災年金担保貸付の追加融資

Q191

労災年金担保貸付について、未だ返済が終わってないのですが、追加の融資が受けられるのでしょうか。

(答)

労災年金担保貸付制度では、返済が終わるまで追加融資を受けることはできません。なお、現在借りている分を全額返済した後であれば、新たに借り受けることはできますので、次の方法について、ご検討ください。

- 貸付額完済時に再借受け申し込み
完済(返済が終わる)となる年金支払月に、新たに借受けの申し込みをすれば、その翌月末には貸付が行われます。
- 任意繰上償還のうえ再借受け申し込み
一時的にやりくりして、現在の借受け残額を一括して繰上償還のうえ、新たに借受けの申し込みをすることができます。

8. 社会復帰促進等事業

社会復帰促進等事業

就学援護費、就労保育援護費

Q192

子どもが保育所に通っていて就労保育援護費を受給しています。今後、小学校へ行くこととなりますがどのような手続が必要ですか。

(答)

労災就学援護費支給（変更）申請書を所轄の監督署に提出する必要はありません。また、小学校の在学者が中学校へ入学した場合についても申請書を提出する必要はありません。

なお、お子様の小学校入学後は、定期報告時に年金にかかる定期報告書とともに、労災就学等援護費支給対象者の定期報告書を提出することになります。

※義務教育である小学校、中学校に在学の方は、定期報告時には在学証明書の添付は不要です。

Q193

私は労災事故で足を負傷し、治療のため労災保険で通院しています。先日、通院先の医師から「これ以上治療を続けても症状は良くならないので、症状固定（治ゆ）にすると」言われましたが、まだ激しい痛みが残っています。

労災保険では、傷病が治ゆした後の後遺症に対して、「アフターケア」を受けられると聞きましたが、これはどのような制度なのでしょう。

(答)

労災保険制度では、業務災害又は通勤災害により被災された方々に対して、その方の傷病が治った後においても、後遺症状が変化したり、後遺障害に付随する疾病を発症させるおそれがあるため予防その他の保健上の措置として、診察や保健指導、保健のための薬剤の支給などを行っており、これを「アフターケア」といいます。

ただし、アフターケアを受けることができるのは、せき髄損傷など20種類の傷病をお持ちで一定の要件に該当する方に限られます。

《アフターケアの対象傷病》

- ①せき髄損傷、②頭頸部外傷症候群等（頭頸部外傷症候群、頸肩腕障害、腰痛）、③尿路系障害、④慢性肝炎、⑤白内障等の眼疾患、⑥振動障害、⑦大腿骨頸部骨折及び股関節脱臼・脱臼骨折、⑧人工関節・人工骨頭置換、⑨慢性化膿性骨髄炎、⑩虚血性心疾患等、⑪尿路系腫瘍、⑫脳の器質性障害、⑬外傷による末梢神経損傷、⑭熱傷、⑮サリン中毒、⑯精神障害、⑰循環器障害、⑱呼吸機能障害、⑲消化器障害、⑳炭鉱災害による一酸化炭素中毒

《アフターケアの内容等》

アフターケアは、労災病院、医療リハビリセンター、総合せき損センター、都道府県労働局長が指定した病院又は診療所若しくは薬局にて、1か月に1回程度の診察、保健指導及び検査等一定の範囲内で受けることができます。

また、アフターケアの対象者となる方には、都道府県労働局長から健康管理手帳が交付されますので、アフターケアを受診する際は、その都度この手帳を実施医療機関等に提出することにより受けることができ、受診に要した費用は、都道府県労働局長から直接医療機関等に支払われます。

Q194

労災ケアサポート事業について教えてください。

(答)

労災ケアサポート事業は、在宅で介護、看護等を必要としている労災年金の傷病、障害等級が第1級～第3級に該当する重度被災労働者の生命・生活維持に必要な支援を行うことを目的として次の事業を行っています。

① 訪問による支援（訪問支援）

在宅で介護、看護等を必要としている65歳未満の重度被災労働者を主たる対象として、せき髄損傷等の傷病・障害に関する専門的な知識を有する労災ケアサポーター（看護師）が、重度被災労働者のご自宅を訪問して、障害の状態に応じた在宅介護の方法、介護機器の取扱い、健康管理などについての相談等の支援を行っています。

また、医師による健康管理指導が必要と思われる受給者には、医師による健康面の指導も行っています。

② 労災ホームヘルプサービス

重度被災労働者で、在宅において常時又は随時介護が必要な方（介護保険の受給資格者を除く。）に、せき髄損傷等に係る専門的な介護に必要な知識を習得した看護師などの労災ホームヘルパーを紹介し、ご家族に代わって介護サービスを提供しています。

また、労災ホームヘルパーの養成研修も行っています。

平成24年度の当該事業の受託者は次のとおりです。

- ① 北海道ブロック（北海道）
- ② 東北ブロック（青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県）
- ③ 関東甲信越ブロック（茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県）
- ④ 東海・北陸ブロック（富山県、石川県、福井県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県）
- ⑤ 近畿ブロック（滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県）
- ⑥ 中国・四国ブロック（鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県）
- ⑦ 九州・沖縄ブロック（福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県）

受託者 (財)労災サポートセンター

TEL 03-6834-2510

Q195

労災ホームヘルプサービスの内容について教えてください。

(答)

重度被災労働者の方で、介護サービスを希望される方に、せき髄損傷等に係る専門的介護に必要な知識を習得した看護師などの労災ホームヘルパーを紹介し、介護サービスを提供しています。

利用できる方は、労災年金の傷病・障害等級が第1級～第3級に該当する重度被災労働者で、在宅で常時又は随時介護が必要な方（介護保険の受給資格者を除く。）となっています。

介護サービスの内容は、①専門的サービス（床ずれ予防・措置、排泄処置などに関するもの）②一般的サービス（食事、入浴等生活基本動作に関するもの）③家事援助サービス（掃除、洗濯等家事に関するもの）を行っています。

サービスの利用回数は、原則として一週間について3回以内とし、利用時間は、1回につき3時間（利用時間帯は午前7時～午後7時）を限度としています。

費用負担は、介護サービス費用の3割を利用者に自己負担して頂きます。

Q196

労災ホームヘルプサービスの自己負担額について教えてください。

(答)

労災ホームヘルプサービスの介護サービス費用の3割を自己負担して頂きます。自己負担額に係る1時間あたりの単価は次のようになっています。

平成24年4月1日現在 (単位:円)

区分	適用地域	介護券 の区分	サービス区分		
			専門的サービス (A)	一般的サービス (B)	家事援助サービス (C)
A	埼玉・千葉・東京・神奈川・静岡	1時間券	650	610	380
		休日・時間外 1時間券	(810)	(760)	(470)
B	茨城・栃木・群馬・新潟・富山・山梨・長野・愛知・三重・滋賀・京都・大阪・兵庫・奈良	1時間券	600	560	350
		休日・時間外 1時間券	(750)	(690)	(430)
C	北海道・宮城・福島・石川・岐阜・和歌山・鳥取・岡山・広島・沖縄	1時間券	570	530	330
		休日・時間外 1時間券	(710)	(660)	(410)
D	秋田・山形・福井・島根・山口・徳島・香川・愛媛・福岡・佐賀・大分	1時間券	540	500	310
		休日・時間外 1時間券	(670)	(620)	(390)
E	青森・岩手・高知・長崎・熊本・宮崎・鹿児島	1時間券	510	480	300
		休日・時間外 1時間券	(630)	(600)	(370)

〈注〉①上段の金額は、平日の午前9時から午後5時までの間に利用する自己負担額で

②下段()内の金額は、平日の時間外及び休日に利用する自己負担額です。

社会復帰促進等事業

労災ケアサポート事業

Q197

労災ホームヘルプサービスはすぐに利用できるのでしょうか。

(答)

詳しくは平成24年度の受託者である財団法人労災サポートセンターへお問い合わせ下さい。

社会復帰促進等事業

労災ケアサポート事業

Q198

労災ケアサポート事業は労働保険料の無駄遣いだと思うので、やめたほうがいいのか。

(答)

事業の改廃に係るご要望については、厚生労働省の担当部署へお問い合わせ下さい。

担当部署 厚生労働省労働基準局労災補償部労災保険業務課年金福祉第一係

Tel 03-3920-3311 (代表) (内線336)

社会復帰促進等事業

労災ケアサポート事業

Q199

労災ホームヘルプの自己負担額をもっと、安くしてもらえないか

(答)

事業内容の見直しに係るご要望については、厚生労働省の担当部署へお問い合わせ下さい。

担当部署 厚生労働省労働基準局労災補償部労災保険業務課年金福祉第一係

Tel 03-3920-3311 (代表) (内線336)

Q200

労災特別介護施設とはどのような施設ですか。

(答)

労災特別介護施設は、労働災害により、せき髄や頸髄に損傷を受けた方、粉じん暴露してじん肺となった方、頭部に外傷を受けたなどによる労災年金受給者であって、傷病・障害等級が第1級～第3級に該当する重度被災労働者で、在宅での介護が困難な方（原則60歳以上）に対して、その傷病・障害の特性に応じた専門的施設介護サービスを提供する施設で、国が全国8箇所に設置しています。

名称	所在地	電話番号
北海道労災特別介護施設 (ケアプラザ岩見沢)	〒068-0829 北海道岩見沢市かえで町8丁目1番1号	0126-25-9001
宮城労災特別介護施設 (ケアプラザ富谷)	〒981-3332 宮城県黒川郡富谷町明石台4丁目8-1	022-772-3311
千葉労災特別介護施設 (ケアプラザ四街道)	〒284-0037 千葉県四街道市中台511番地	043-433-0120
愛知労災特別介護施設 (ケアプラザ瀬戸)	〒489-0989 愛知県瀬戸市山手町294-5	0561-85-5400
大阪労災特別介護施設 (ケアプラザ堺)	〒590-0137 大阪府堺市南区城山台5丁目2番1号	072-291-7989
広島労災特別介護施設 (ケアプラザ呉)	〒737-0923 広島県呉市神山2丁目1番15号	0823-34-5577
愛媛労災特別介護施設 (ケアプラザ新居浜)	〒792-0896 愛媛県新居浜市阿島1丁目3番12号	0897-67-1122
熊本労災特別介護施設 (ケアプラザ宇土)	〒869-0407 熊本県宇土市松原町243番地	0964-23-2211

○各施設の主な内容

- ① 居室は原則として1入室で、広さは約30㎡、バス、トイレ、ベッド、洋服タンスなどを備え付け。
- ② 食事は、入居者の健康状態に合せたものを提供。
- ③ 居室での入浴ができない方については、「介助入浴」又は「機械入浴」も可。
- ④ 入居者の健康の維持のため、医療コンサルタント（非常勤医師）による健康管理、健康相談を実施。
- ⑤ その他、談話室、クラブ室などを設けるとともに、屋内での機能訓練のできるリハビリテーション器具を備えた運動室や野外にはテニス、ゲートボールができる運動施設を整備。

○入居手続

「労災特別介護施設入居申請書」及び「健康診断書」等を当該事業の受託者に提出することになっています。平成24年度の当該事業の受託者は、次のとおりです。

受託者 (財)労災サポートセンター

TEL 03-6834-2510

Q201

労災特別介護施設にはどういった人が入居できるのですか。

また、入居に要する費用はどのようになっていますか。

(答)

労災特別介護施設に入居することができる方は、次の要件がいずれも満たされていることが必要です。

- ① 労災年金受給者であって、傷病・障害等級が第1級～3級に該当する方
- ② 原則として年齢が60歳以上の方。
- ③ 在宅での介護に困っておられる方。

なお、上記入居要件には特例が設けられています。

(ア) 年齢が60歳未満の方で、傷病・障害等級が第1級～3級に該当する方。

(イ) 60歳以上で障害等級が第4級程度に該当する方。

(ウ) 障害(補償)給付支給請求書若しくは傷病の状態等に関する届を労働基準監督署長に提出している方で、主治医の診断書等から傷病・障害等級が第1級から3級に該当することが確実と見込まれる方で、在宅において介護を受けることが困難な特別の事情を有する方。

ただし、現在入院加療を必要とされる方、感染症疾病を有する方、精神障害を有する方等で当施設の運営に支障があると認められる方は入居できません。

入居の費用は、施設利用料と介護費があり、その1か月当たりの額は、次頁の「入居費基準表」のとおりとなっています。

入居費基準表

平成24年4月1日現在 (単位:円)

施設利用料							介護費
居室 年収階層区分	食事摂取 区分	① ②以外の者			② 経腸栄養食摂取者で 施設が提供する食事を 一切摂取していない者		
		個室	4床室	2床室	個室	4床室	2床室
①	750,000 ~	33,000	33,000	33,000	33,000	33,000	33,000
②	750,001 ~ 1,050,000	42,000	42,000	42,000	42,000	42,000	42,000
③	1,050,001 ~ 1,350,000	57,000	57,000	57,000	57,000	57,000	57,000
④	1,350,001 ~ 1,650,000	72,000	72,000	72,000	72,000	72,000	72,000
⑤	1,650,001 ~ 1,950,000	89,000	89,000	89,000	89,000	89,000	89,000
⑥	1,950,001 ~ 2,250,000	105,000	105,000	105,000	105,000	105,000	105,000
⑦	2,250,001 ~ 2,550,000	128,000	128,000	128,000	128,000	128,000	128,000
⑧	2,550,001 ~ 2,850,000	140,000	140,000	140,000	140,000	140,000	140,000
⑨	2,850,001 ~ 3,150,000	160,000	160,000	160,000	160,000	160,000	160,000
⑩	3,150,001 ~ 3,450,000	180,000	180,000	180,000	180,000	165,000	180,000
⑪	3,450,001 ~ 3,750,000	201,000	201,000	201,000	201,000	165,000	180,000
⑫	3,750,001 ~ 4,050,000	222,000	213,000	222,000	210,000	165,000	180,000
⑬	4,050,001 ~ 4,350,000	243,000	213,000	228,000	210,000	165,000	180,000
⑭	4,350,001 ~ 4,650,000	253,000	213,000	228,000	210,000	165,000	180,000
⑮	4,650,001 ~ 4,950,000	258,000	213,000	228,000	210,000	165,000	180,000
⑯	4,950,001 ~	258,000	213,000	228,000	210,000	165,000	180,000

労働者災害補償保険法で定める要介護障害程度区分が

○常時介護を要する状態にある者

104,290 円

○随時介護を要する状態にある者

52,150 円

① 施設利用料

施設利用料は、食費、居住費、その他施設の運営に要する費用で、入居者本人の前年（１月～１２月）の年間収入（労災年金・厚生年金・その他）をもとに、「入居費基準表」により負担していただくことになっております。

なお、配偶者や扶養親族（以下「扶養親族等」といいます。）がおられる方の年間収額は、次の控除率によって控除した残りの額が年間収入となります。

- ・ 扶養親族等が１人の場合 控除率４２％
- ・ 扶養親族等が２人の場合 控除率５３％
- ・ 扶養親族等が３人以上の場合 控除率５８％

② 介護費

介護費は、介護に要する費用で、労働者災害補償保険法で定める要介護障害程度区分が、「常時介護を要する状態」にある方と「随時介護を要する状態」にある方に負担していただくことになっています。

１か月あたりの介護費は、「常時介護を要する状態」にある方は、104,290 円、「随時介護を要する状態」にある方は、52,150 円となります。

なお、お支払いいただく介護費は、ご本人の請求により、後日、労災保険から介護（補償）給付が支給されますので、入居者の方の実質的な負担はありません。

社会復帰促進等事業

労災特別介護援護事業

Q202

労災特別介護施設には、すぐに入居できるのでしょうか。

（答）

平成２４年度の受託者である財団法人労災サポートセンター（TEL ０３－６８３４－２５１０）へお問い合わせ下さい。

Q203

労災特別介護施設が行っている在宅の重度被災労働者に対する介護サービスとは、どのような内容のものですか。

(答)

(1) 介護サービス

① 短期滞在介護サービス

重度被災労働者を介護している家族等が、病気、冠婚葬祭、介護による疲労、旅行等のために一時的に介護ができなくなったときに、短期間、その家族等に代わって重度被災労働者に対して介護サービスを提供します。

② 日帰り介護サービス

重度被災労働者に対し、日中の入浴、給食等の介護サービスを提供します。

③ 家族同伴短期滞在介護サービス

重度被災労働者とその家族が同伴し、短期間施設に滞在するもので、重度被災労働者には、在宅での生活において必要となる日常生活動作を、また、その家族には介護技術をそれぞれ習得していただくサービスを提供します。

(2) 利用できる方

労災年金受給者であって、傷病・障害等級が第1級～第3級に該当する方で、日常的な介護が必要な方となります。

なお、年齢制限はありません。

(3) 利用期間及び日時

① 短期滞在介護サービス及び家族同伴短期滞在介護サービス

1回の滞在期間は、原則として9泊10日以内

② 日帰り介護サービス

週1日(土日・祝祭日及び年末年始を除く。)午前10時～午後4時まで。

(4) 利用料金

① 短期滞在介護サービス

1日につき、3,600円(食事代込み)。

② 日帰り介護サービス

1日につき、600円(食事代込み)。

③ 家族同伴短期滞在介護サービス

1日につき、3,600円(食事代込み)(同伴家族の利用料は、同額となっています。)

Q204

労災特別介護援護事業は労働保険料の無駄遣いだと思うので、やめたほうがよいのではないですか。

(答)

事業の改廃に係るご要望については、厚生労働省の担当部署へお問い合わせ下さい。

担当部署 厚生労働省労働基準局労災補償部労災保険業務課年金福祉第一係

TEL 03-3920-3311 (代表) (内線335)

Q205

①ケアプラザをもっと増設してください。

②入居料をもっと安くしてください。

(答)

事業内容の見直しに係るご要望については、厚生労働省の担当部署へお問い合わせ下さい。

担当部署 厚生労働省労働基準局労災補償部労災保険業務課年金福祉第一係

TEL 03-3920-3311 (代表) (内線335)

9. その他

その他 時効①（遺族）

Q 206

遺族（補償）給付、葬祭料（葬祭給付）の時効について教えてください。

（答）

労働者が業務上の事由又は通勤により死亡した場合に、遺族が請求できる労災保険給付の請求権の時効は、

- ・ 遺族（補償）給付 … 労働者の死亡した日の翌日から5年
- ・ 遺族（補償）年金前払一時金 … 同 2年
- ・ 葬祭料又は葬祭給付 … 同 2年 となります。

その他 時効②（療養）

Q 207

療養（補償）給付の時効について、教えてください。

（答）

療養（治療）を受ける権利については、2年で時効となります。

- ① 労災指定医療機関を受診した（する）場合は、無償で治療を受けることができるため、時効の問題は生じません。

* 指定病院の場合は、現物給付であり請求人の保険給付に係る時効の問題は生じず、指定病院が国に対する診療費請求権の時効の問題となる（民法170条により3年）となるもの。

- ② 労災指定を受けていない医療機関を受診した場合は、一旦被災者の方が、治療費の全額（10割）を病院等に支払うこととなり、その費用を請求する権利は、支払の都度、その翌日から2年で時効となります。

その他 時効③（休業）

Q 208

休業（補償）給付の時効について、教えてください。

（答）

休業補償を受ける権利は、療養のため労働できないために賃金を受けない日ごとに発生し、その翌日から2年で時効により請求できなくなります。

その他

待期期間①

Q209

負傷後の当初 3 日の休業分については待期期間ということで、労災からは支給されないと言われた。事業主に請求できると聞いていますが、どのようにすればよいでしょうか。

(答)

待期期間 3 日間の休業分については、労働基準法の規定により、事業主が補償を行うこととされているため、相談者が直接事業主に請求いただくことになります。

*所定の様式などはありません。

その他

待期期間②

Q210

業務災害で負傷した当日が退職日であった場合、事業主は待期期間の補償を行わなければならないのですが。

(答)

労働基準法の第 83 条において、「補償を受ける権利は、労働者の退職によって変更されることはない。」とされているところであり、事業主は休業初日から 3 日目までの待期期間について労働基準法上の休業補償を支払う必要があります。

その他

待期期間③

Q211

有期事業における休業補償給付請求時の待期期間に係る補償義務者は、元請けと直接所属事業場の事業主のどちらになるのですか。

(答)

労働基準法第 87 条により、建設の事業が数次の請負によって行われる場合には、原則として元請け人が補償義務者となります。

その他 労働者性①

Q 2 1 2

アルバイト（非正社員）がケガをしたが、休業補償されますか。

（答）

労災保険は労働基準法上の労働者を対象としており、事業主との間に雇用関係（使用従属関係）があり、ケガが業務上又は通勤途上の災害によると認められれば、アルバイトやパート等の就業形態にかかわらず保険給付の対象となります。

その他 労働者性②

Q 2 1 3

夫が死亡し、労災請求を考えているが、社長から「会社役員は労災に入っていないからだめだ」と言われました。労災請求はできますか。

（答）

労災保険は、労働基準法上の事業主の労働者に対する災害補償責任を肩代わりするものですので、支給の対象となるのは労働者です。会社役員であれば、労働者に該当しないというのが一般的ですが、その者の肩書きのみで労働者か否かを判断するのではなく、就労の実態を調査の上、労働者か否かを判断することとなりますので、労働基準監督署にご相談ください。

その他 労働者性③

Q 2 1 4

退職後であっても、休業補償は請求可能ですか。また、請求方法を教えてください。

（答）

労災保険給付は退職後であっても請求できます。

なお、現在、休業補償給付を受給している方の場合、請求する休業期間が、退職後の期間である場合は、事業主の証明は必要ありません。

《参考》

※労災保険法 12 条の 5 で「保険給付を受ける権利は、労働者の退職によって変更されることはない。」とされており、保険給付を受ける権利は、退職によって無くなるものではありません。

その他

労働者性④

Q215

既に退職しており、これから新規に休業補償請求をしたいと考えていますが請求手続はどのように行えばよいですか。

(答)

休業補償給付請求書入手し、所要事項を記載の上、主治医と事業主の証明（会社が廃業している場合等は事業主の証明は不要）を受けて、退職する前の事業場の所在地を管轄する労働基準監督署へ提出してください。また、治療費についても労災請求できます。

その他

労災保険の適用①

Q216

米軍基地内で業務を行う日本国籍企業の従業員が負傷した場合でも、労災保険の適用はありますか。

(答)

労災保険が適用される労働者は、国内の事業に使用される労働者すべてが対象となりますので、労災保険の適用対象となります。

Q217

海外出張・派遣又は海外法人への出向の場合の労災の取扱いはどうなるのですか。

(答)

国内の事業場で就労していた方が、海外で業務に従事する場合、大きく分けて「海外出張」と「海外派遣」に区分されます。

一般的には、「海外出張」の場合は、特別の手続きをすることなく、労災保険の対象となりますが、海外派遣や海外法人への出向といった場合には「海外派遣」となり国内の事業に使用される労働者とは言えず、労災保険の適用対象外となります。

どちらに該当するかは、これらの名称にかかわらず、どこの事業場の使用者の指揮に従って勤務しているかなどの就労の実態により、判断することになりますが、一般的な例としては、商談や現地打ち合わせなどは「海外出張」に当たり、海外の関連会社への出向や海外支店・営業所への転勤などは「海外派遣」に該当します。

なお、「海外出張」者が海外で被災した場合には、補償の範囲、給付内容については、国内で被災した場合と同じであり、また、「海外派遣」者については、特別加入の手続をすれば、労災保険の適用を受けることができます。

Q218

事業場負担で半年間海外留学に行くことになりました。出張扱いですが、労災の適用はあるのでしょうか？

(答)

一般に出張とは、事業主の包括的又は個別的な命令により、特定の用務を果たすために、通常の勤務地を離れて用務地に赴いてから、用務を果たして戻るまでの一連の過程を指すものであり、お尋ねの場合もこのような出張として考えられる場合であれば、労災保険の対象となります。

《参考》

海外出張者として保護を与えられるのか、海外派遣者として特別加入しなければ保護を与えられないのかは(海外留学の場合は特別加入できない)、単に労働の提供の場が海外にあるにすぎず国内の事業場に所属し、当該事業場の使用者の指揮に従って勤務するのか、海外の事業場に所属して当該事業場の使用者の指揮に従って勤務することになるのかという点からその勤務の実態を総合的に勘案して判定されるべきである(昭和52年3月30日付け基発第192号)。

Q 2 1 9

建設現場において、一般通行人にケガをさせた場合、労災適用となりますか。

(答)

一般通行人が労働者であり、仕事中や通勤途中であれば、労働者の所属する事業場の労災保険により保険給付される可能性があります。

但し、仮に労災保険で給付が行われた場合、国から加害者に対して損害賠償額を限度として保険給付相当額の請求が行われることがあります。

《第三者行為災害の詳細》

このように労災保険給付の原因が第三者の行為などによって生じた災害の場合は、本来は、加害者が被災者に対して治療費や休業損害などの損害を賠償しなければなりません。

このとき被災労働者は、加害者に対する損害賠償請求権と労災保険への保険給付請求権を同時に取得することになりますが、被災労働者が治療費などの同一の事由について重複して損失がてん補されることになると実際の損害額より多くの支払を受けることになります。

このため、被災労働者が損害賠償より先に労災保険給付の支給を受けた場合、国において損害賠償額を限度に保険給付支給額の差額を加害者に求償します。

あるいは、被災労働者が労災保険給付より先に損害賠償額を受領している場合は、受領額を限度に保険給付をしないという支給調整を行うことになります。

労働者のケガの原因となった加害者は、被災者から労災請求の提出を受けた労働基準監督署から「第三者行為災害報告書」の提出を求められますので、ご協力願います。

その他

支給制限

Q220

業務中の事故で、ヘルメットの着用方法が悪かったため負傷した場合には、労災補償が減額になるのでしょうか。

また、ヘルメットを着用していなかった場合はどうなりますか。

(答)

労災保険法（第12条の2の2第2項）では、「労働者が故意の犯罪行為若しくは重大な過失により、負傷、疾病、障害若しくは死亡の原因となった事故を生じさせた場合は、保険給付の全部又は一部を行わない」と規定しています。

具体的には、事故発生の直接の原因となった行為が、法令（労働基準法、鉱山保安法、道路交通法等）上の危害防止に関する規定で罰則の付されているものに違反すると認められる場合に適用するとされています。

お尋ねの場合、ヘルメットを着用しなかったことについては、労働安全衛生法の危害防止に関する規定で罰則の付されているものに違反する場合がありますが、このような場合であっても、ヘルメットを着用しなかったことが事故発生の直接の原因となった行為といえる場合でなければ支給制限の対象とはなりません。

Q221

労働者が事故に遭いましたが、労災保険には加入していません。これは補償の対象になりますか。

また、事業場に対して何らかのペナルティがあるのでしょうか。

(答)

事業主が労災保険に加入しているか否かに関わらず、業務上又は通勤により負傷等した場合には、被災された労働者及びそのご遺族等に対して、必要な保険給付を行いますので、ご安心下さい。

なお、労災保険に未加入中に事故が発生した場合には、被災労働者等に対して支給した保険給付の価額の全部又は一部を事業主から徴収する「費用徴収制度」を設けており、お尋ねのケースもこの費用徴収の対象となる可能性が高いと考えられます。

《参考》

○費用徴収制度について

1 未加入中の場合

- ①事業主の故意により保険関係を成立させない期間中に生じた事故（保険手続に関する指導等を受けたにも関わらず10日以内に保険関係成立届を提出しない場合）
→ 保険給付額の100%を徴収（ただし、事故発生日から3年以内に支給事由の生じた保険給付に限る）

- ②事業主の重大な過失により保険関係を成立させない期間中に生じた事故（保険関係成立日（事業を開始した日）から1年以上経過しても保険関係成立手続を行っていない場合）

→ 保険給付額の40%を徴収（同上）

2 滞納中の場合

労災保険料を滞納中に生じた事故

→ 保険給付額の40%を限度に徴収（同上）

3 事業主の故意又は重大な過失により生じた事故

→ 保険給付額の30%を徴収（同上）